

平成21年6月9日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課	岩	田	輝	寛
企	画課	藤	田	洋	一郎
総	務課	中	川		宏
財	政課	迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	田	中	一	枝
税	務課	中	村	和	典
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	打	上	俊	雄
農	林水産課	森	田	利	明
商	工観光課	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課	長	田	中	敏	男
生涯学習課長兼中央公民館	長	谷	口	秀	男
同和对策課長兼生涯学習課	参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局	井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年6月9日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成21年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	1. 鹿島市の経済を支えてきた農業を守るために (1) 農地法改革が鹿島市の農業にもたらすものは (2) 耕作放棄地の現状と今後の対応は  2. 公的保育制度が危ない (1) 安心して子育てが出来る様に (2) 市立みどり園の民営化、廃止計画はゆるせない市立保育園としての存続を  3. 高齢者施設の安全対策等について (1) 入所されている高齢者が施設内で安心して生活出来る状況なのか
2	8 福 井 正	1. ふるさと雇用再生特別交付金 (1) 中心市街地 (2) かしま観光戦略 (3) 肥前浜宿  2. 緊急雇用創出事業  3. 鹿島市の地域公共交通への取り組み (1) 鉄道 (2) バス (3) 道路
3	7 徳 村 博 紀	1. 雇用促進住宅について (1) 他市との話し合いの状況と今後の見通しは (2) 買い取るのか・民間売却か・廃止か (3) 廃止・民間売却の場合、住民に対するサポートは  2. 鹿島市の交通政策について (1) 有明海沿岸道路の早期完成について (2) 鹿島武雄高規格道路の建設について  3. 5団体からの市地域振興策提案について (1) 提案事項で実現できた事項はいくつか (2) 「提案を受けて県に要望」としてあるがいくつか要望したか そしてその結果は (3) 当市への直接の要望についてどの部署でどのような検討会議をされたのか。（教育費支援・生涯包括生活医療福祉政策の導入） その結果は

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。通告いたしました件について質問したいと思います。

今回、3項目で通告をいたしておりますが、特にごらんになっておわかりのように、まだ国会を最終的に通過をしていないというような案件です。しかし、そういう方向で進む中で、やっぱり前もって私たちがそれを検証することが大事だと思いますので、質問いたします。御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

鹿島市民は、この数年間、今のみずからの生活の不安を持つ中で、鹿島市はこれからどうなるのかと、鹿島市は沈没するのではないかと、多くの人から声が聞かれております。つまり、今の市政に対する不満と不安から来ているわけですが、ただ同じようなことは、鹿島市だけではない。今、全国民の中に政治に対する不満が充満しているということが言えると思います。このことは最近の新聞報道にもされておりました。

これはある民間新聞の報道ではありますが、3,000人の人に郵送による世論調査をして、91%の人が今の政治に不満と答え、その不満の中身に、今の日本政治は社会の将来像を示していないということだそうです。

これと照らし合わせて考えますと、今までの鹿島市政が自公政権言いなりの中央直結の政治を忠実に守ってきたことにあると言えるのではないのでしょうか。どこの自治体においても国からの締めつけはありますが、そのような中でも、それなりの努力をして、市民生活を守るという立場で独自の政策を打ち出して取り組んでいる自治体もあります。そういう自治体の住民の方は、それなりに満足に生活をされているところもあるわけです。

このような中で、今回まず、これまで一番鹿島市の経済を支えてきた農業の問題、そして戦後の復興からこれまでいろんな面で鹿島市を支え、力になってこられた高齢者の問題、そしてこれからの鹿島をつくり支えていく子供たちの問題に触れていきたいと思ひます。

農業の問題は、これまでも国が次々と新しい政策を打ち出し、そのたびに農業の発展を見るのではなく、衰退してきました。私はこれまでもたびたび、新たな制度をすることで鹿島市の農家の暮らしがよくなるのかと、この場で何度も意見を述べてきたと思ひます。

それまで鹿島市は、稲作を中心に、零細ではあっても家族経営で立派に経営が成り立っていたと思います。そのような中で、減反政策が始まりました。これはまさに経済界による指針です。日本の経済界は、自動車を外国に売りさばく、農産物は外国から輸入でよいという考えであることを、このことを押し通してきました。そのために、企業の労働力の確保は、減反により労働力が余り、また、生産が上がらなく、収入が上がらないというようなことで、農家の働き手がどんどん工場へと集められました。今、後継者がいないなどというのもそこから生まれたものです。

さらに鹿島市では、国営パイロット事業の取り組みがなされました。はや40年近くなります。私にとっては、特に忘れられない事業です。

私が初めて議員になる直前から、この計画は取り組まれていました。当時、私たち日本共産党の鹿島市委員会では、パイロット事業には反対の立場で市民の皆様には訴えを続けていました。残念ながら当時、私たちは市議会議員を持ちませんでしたが、私が初めて選挙に出るとき、私はこのことを必死に訴えました。そのころ、県内でもミカンが立ち行かない、ミカンの木が切り倒されている地域も出てきていた、そのような状況を必死に訴えたんです。その後、オレンジの輸入自由化により決定的になりました。ミカン農家の落ち込みの進行は思わぬ速さで進んでいったと思います。いまだに農家の負担金問題が解決されない部分もあるのではないのでしょうか。稲作についても、減反の押しつけに加えて、食管制度の廃止により生産者米価が保証されないので、多くの農家が落ち込み、経営が成り立たない状況が生まれました。

このような状況ですから、農家の中心的な働き手の人たちは農業を捨て、収入を得るために家を離れる人がふえていったのは事実です。まさに経済界の方針に従って次々に取り組まれてきた国の政策は、思惑どおりになりました。農家を今のような状態に落ち込ませ、地域経済まで衰退させることになったのだと思います。

このことは、先ほど行われた参議院の委員会の中でも農水大臣すらはっきりと答弁の中でお答えをされているようですが、このような農業状況をつくり出したのは、引き続いてきた自民党農政にあるというふうなことをはっきりとおっしゃっています。

そしてまた、今回、国は大変なことをしでかそうとしています。つまり、私が通告しております農地法改正問題です。既に5月の初め、衆議院では法案が通過をし、参議院では5日から審議が始まっている状態ですが、これが決まれば農業情勢はますます悪化の道をたどることになると私は思います。鹿島市の農業を再生し、守ることはもちろんですが、鹿島市の経済のためにも、この問題についての的確なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、農業の問題ですが、今回大きな問題は、農業に企業が参入をしようとしていること。農地法改正についてお尋ねしますが、法律の目的をこれまでのものは、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であることを認め、「耕作者の農地の取得の促進」、「耕作者

の地位の安定を」という記述がありましたが、これを全面的に削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利取得を促進する。」とありますが、これはどのようなことで何を意味するのか、そして、このことをどう受けとめられるのか、まずお答えをいただきたいと思います。

次に、保育所の問題です。

3月議会の審議の中で、市立みどり園について、廃止または民営化の方向で決定しているという発言を聞いた多くの市民が驚きと不安に包まれました。私は、市立みどり園について、この計画はまず撤回の方向で検討していただくことを冒頭申し上げるものです。

さて、みどり園については後に審議するとして、まず、その背景にある今日保育園を取り巻く情勢が大きく変わろうとしていることについて質問をし、ともに考えていきたいと思います。

私が言うまでもなく、保育所設置の根拠となっている児童福祉法は、市町村は、児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申し出があったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないと、市町村の保育の実施責任を明確にしていると思います。これも保育所を紹介すればよいというのではなくて、日中保護者が世話をすることのできない状況の子供については、市町村が保育を保障しなければならないという内容です。

さて、このような児童福祉法に基づいて、これまで続けられてきた保育が崩されようとしていることは、当然御承知のことだと思います。これまでのすぐれた保育制度が待機児童が多いからという理由で基準を調整、定員超過、企業の参入を見るなど、規制緩和を進めてきています。それも都会のように待機児童が多かるうが、鹿島市のように定員割れした地域であろうと、同じ取り扱いをやろうとしているわけです。既に企業の参入が進んだところでは、企業が金もうけを優先して進めたため、突然29園もの園を廃止したという事例も報告されています。

さて、制度の改正について数多くありますが、まず私は直接契約の導入と企業参入の問題で質問をしたいと思います。

国は、待機児童の解消またはきめ細かいサービスの必要があるということで、直接入所と言っているようですが、政府がやろうとしている直接入所は、市町村の保育実施の責任をなくそうという方向の何物でもないと思います。市町村の実施責任があって、初めて保育に欠ける状況の子供の保育を保障することになるのではないのでしょうか。実施責任がなくなり、単に市町村は照会だけになるのではないのでしょうか。

今国が考えている直接入所、さらには企業参入について、鹿島市の子供を守る立場から担当者としてはどのように受けとめられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、介護の問題で、お年寄りが安心して介護できるようにということで上げておりますが、実は私はこの問題につきましては、皆さん方もまだ御記憶にあられると思いますが、

あの群馬県で起きた悲惨な高齢者の方たちの火災事故の問題から質問したいと思います。

鹿島市の状況がどうなのかということを私は十分にわかりませんが、お願いしておりました資料をただいまいただきました。

これによりますと、鹿島市には11施設があつて、夜間の方ですよ、294名入所されているということですが、これを見まして、それぞれの担当職員が何人いらっしゃるかという、そういう資料をいただきました。これを見ましても、夜間1人しかいらっしゃらないというふうなところもあります。複数いらして、1人でいいのだろうかというふうな問題もありますが、それと同時に、今施設に入っていないがどうしても出なくちゃいけないという人たちが、行くところがなくて、ほかにどういうところに行かされているのかなという、そういう疑問もあるんですね。

つまり、群馬県で起きた事故というのは、東京都が当然措置しなくてはいけなかった人たちを東京で収容できないということで、群馬県までやっていらしたと。特にそこに入所されていた人たちは、非常に貧困層の人が多かったと。それから、身寄りのない人たちとか、そういう人たちが、まさにうば捨て山にやれるような形でやられていたと。そして、そこも基準がない、本当に動物でも飼うような形で措置されていたというような実態がありました。

私はこういうことは絶対に許せないことだと思いますが、今の鹿島市、そしてその周辺を見ましても、本当に高齢者の方たちが十分に入所したいと思つてもできるような状況がありません。しかし、そういう中でも何とかしなくちゃいけないという人たちがいらっしゃるわけですが、そういう人たちがどういう形で介護を受けられているのか。例えば、ここに今資料を出していただいたほかに、有料だとか、ほかの先ほど言った群馬県のような施設が鹿島市だけでなく、その近辺にあるのかどうか、そういう実態がどうなっているのかということをまずお尋ねして、第1回目を終わりたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

井手農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（井手清治君）**

14番議員の鹿島市の経済を支えてきた農業を守るためにということの1番の、農地法改革が鹿島市の農業にもたらすものということで質問がございましたけれども、まず農地法の一部改正については、今議員おっしゃられたとおり、今国会、参議院で審議されようとしております。今国会で可決されれば、6カ月以内に施行されるということですので、今年中には施行されるということになります。

改正の背景については、議員も申されましたけれども、農地面積の減少、遊休農地の増大、農業の担い手不足等で低下した食料供給力を強化するためには、農地をいかに確保し、また有効利用していくかという点での改正であります。改正の柱には、主に3点あるかと思つております。

まず、農地の減少については、農地転用規制が厳格化されるということで、農地法の4条、5条の改正であります。違反転用には都道府県知事による行政代執行を創設されております。また、違反転用に対しては、最高1億円以下という罰則を強化されております。

これは原文ではございませんので、一応私も新聞記事等の情報でありますので、その辺よろしく申し上げます。

それから2点目、担い手の農地の集積、規模拡大がなかなかうまく進まないということで、それを促進するために、新たに市町村、JA等で取り組みます農地集積円滑化事業を創設し、農地の有効利用を促進するという点であります。

それから3点目、これが一番問題、質問にございましたけれども、耕作放棄地の増大、農業従事者、担い手の不足等での農地利用者の拡大では、これまで一般の企業は農地を所有することも借りることもできませんでしたがけれども、例外的に貸借、農地の貸し借りによって、貸し手と借り手に一定の条件をつけさせて、一般企業が直接農業に参入することができる制度をつくられております。この点が大きな改正点だと思っております。これが農地法第3条の改正であります。

企業の参入に対しての考え方ということでもありますけれども、一般企業の農業参入という政府原案にかなり今回修正がかけられております。それで、第1条の法律の目的について、今までの耕作主義に対して、企業が所有権まで入ってくるんじゃないかという懸念がございましたけれども、これについては、農地法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱ということで、第1条の目的規定の修正ということで、ここに長々と文章がありますけれども、ちょっとこれは読み上げるのもあれですので、最後の文面は、「耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」ということで、この辺について耕作主義というのが、また再度修正をかけられて、もとのままに戻っております。

それで、一般企業の参入ということで、無秩序な企業の参入を阻止するためにも、農業委員会がその許可をするに当たっての要件をかなり厳しくつけられております。

まず1点目は、地域の農業者との適切な役割分担のもとに継続的に農業を行うことと。これが企業の話です。

それから、企業の中で業務執行役員のうち、1人以上が農業に常時従事すること。このことについて企業が又貸しとか耕作を放棄したりということがないように、足かせをかけているというところでもあります。

それから、一般企業の参入を認めるかどうかの判断に、農業委員会だけではなくて、市町村長も意見を述べられるように修正をかけられております。

それから、許可後も農業委員会などの農地利用状況の報告を義務化されております。

それから、周辺農業に支障が生じた場合は、農業委員会が是正の勧告をし、従わない場合



は許可を取り消すということ。

さらに、農業委員会等が企業に是正、許可の取り消し後の措置もこれは追加されております。例えば、企業が倒産してほったらかしたという場合どうなるかということでありませけれども、許可取り消し後、農地所有者、貸し手に対してはさらに所有権の移転、新たな貸し手のあっせんを農業委員会がするというふうな文面で修正を加えられております。

農地の権利調整、利用者の監視が私たち農業委員会の業務であると思っておりますので、企業の今の許可要件を見ても、現在の農業者の担い手、それから生産者の組織、農業関係者との連携は今後一層強化しなければならないというふうに考えております。

農地法の改正が鹿島市の農業にもたらすものという質問の視点とは若干異なっておりますけれども、企業参入の要件については、入り口、出口ともかなり規制が厳しくされておりますので、悪質な企業は阻止されると思っております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

峰松福祉事務所長。

**○福祉事務所長（峰松靖規君）**

松尾議員の保育所制度の見直しについてどのように受けとめているかというような点について、お答えをしたいと思います。

厚生労働省の社会保障審議会において、保育制度の見直しの検討がなされているということについては、先般新聞報道で知ったわけですが、具体的なことについては、まだ国、県等から何ら示されておりません。こういう状況の中ですので、具体的な通知等があった時点で、どのような影響があるかなどについて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

打上保険健康課長。

**○保険健康課長（打上俊雄君）**

それでは、私からは松尾議員3点目の高齢者施設の安全対策等についてということでお答えをいたします。

まず、若干文言的な整理をいたします。

議員御指摘の昨年の3月にありました群馬県渋川市の老人施設の火災で10名の方が亡くなっておられます。これは、いわゆる有料老人ホームと言われる施設でございます。

この有料老人ホームというのは、介護保険の適用を受けないで、有料で入居をされておる施設です。全国に、ことしの4月30日現在ですけど、有料老人ホームが4,824あります。入居者約18万人で、問題になっているのは、このうち無届け施設というのがあります。老人ホームは、都道府県への届け出が義務づけられておりますが、罰則がございませんので、

4,824のうち579が無届けの施設でございます。佐賀県は有料老人ホームが全部で39ございます。このうち、9つが無届けのホームでございます。

鹿島市内には、有料老人ホームは1カ所、定員27人ということですね。市内及びこの周辺には、無届けの施設はないという、そういう状況でございます。

まだ記憶に新しいのが、大村市で老人施設の火災がありました。これはまた、有料老人ホームとは別のグループホームというところが火災になったということでございます。このグループホームは鹿島市には4施設、入居定員53人というふうになっております。

鹿島市で高齢者の方が入居できる、ショートステイも含めて入居できる全部の施設、老人保健施設等も合わせまして、先ほど議員申されましたように11施設、294人が入居もしくは宿泊が可能という、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、農地法改正の問題であります。まだ具体的に私にも見えない分がありますが、企業の参入ということが非常にやっぱり大きな問題だろうと思えますし、関係者の多くの皆さんからも、そのことがやっぱり大きな指摘をされているわけですね。

今いろいろと制限が厳しくなされていくというような、そういうこともおっしゃいましたが、例えば、見ておきますと、農地を企業なり、だれでもそうですが、借りるときは、一定の農機具を用意して、そして農作業に従事者をどういうふうな形で雇うとか、そういうちゃんとした条件を整わせて、それから農地を適正に利用しない場合は賃借を解消するというような、そういう一筆入れて契約書を出せば農地は借りられるというような、そういう状況だということを聞いているわけですね。

ということになりますと、最初の条件を整わせるというのはどんなにもできるわけですから、極端に言えば、要件さえ整えれば借りられるということ。それともう1点は、借りる人が鹿島市の農地だから鹿島の企業じゃないといかんということじゃなくて、全国どこからでも借りられるんだというような、そういう形になるわけですね。だから、結局そういう状況になりますと、そこに企業があるのと遠くにおるのとしたら責任度合いも違うわけですが、今これは新聞の記事ですが、もう既に全国で農地改正法を見込んで企業からどんどん問い合わせが来ているというニュースがあります。

例えば、茨城県なんかでも、農地を貸してもらえる農家を紹介してほしい。ほとんど土木業者だそうです。それから、さらには多いのが産廃業者だそうです。結局、産廃業者の人たちが本当に農業をするというような、そういう気持ちがあるかというようなことで、お電話にかかった人たちも、そういう状況は余り見られないというようなですね。だから、例えば、

農地改良をしなくちゃいけないということで、産廃なんかをそこに埋めて、土地改良に役立つというような、そういういろんなことが今全国でも心配をされておりますが、企業の参入によって、本当にその農業が栄えていくということになればいいわけでしょうけど、今考えられているのは、そういういろんな心配が先に考えられているわけですよ。

だから、そういうことが起きてからではもう遅いわけですから、その辺について、やっぱり私たちは今、法が通ればあと6カ月後にはそれが云々ということですが、そうなる前にやっぱりこの辺を検証しながら、じゃあどうしていくのかというような、そういうことをしなくちゃいけないと思いますが、既にこれまでも企業が参入をしたところが、大型化をして参入したところが、やっぱり立ち行かなくて出て行ってしまったというような状況が出てきているわけですよ。

結局、今回おっしゃったように、農地法改正というのが、跡継ぎがないとか、あと大きくできないとか、いろんな今の農業の衰退したことを取り返すために農地開放でやっていこうと。ましてや、それをできる企業にやってもらおうというような、そういうもくろみのようですが、じゃ、果たしてそのようにすることによって、今の荒廃した農地が後に戻されるのか、また農業の発展を見ることができなのか、その保障が企業の参入によってどこにあると思われますか、そういう農地改正によってですよ。その辺について。

**○議長（橋爪 敏君）**

井手農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（井手清治君）**

企業の参入についての心配事というのは、先ほども申し上げましたけれども、まず地域の農業者と適切な役割のもとに継続的に農業を行う企業ということですので、それと業務執行、役員のうちの一人在農業に常時従事するというので、これは農作業じゃなくて、経営なり何なりタッチするという意味合いだと思いますけれども、その辺で足かせがちゃんとしておりますので。

それから、企業の参入についてどう思うかということだったかと思いますがけれども、今現在、別の農地法以外で企業が直接農業に参入しているのは、去年の9月段階で320社参入していると。これはある程度特定な地域で、耕作放棄地を中心とした農地に対して企業が参入している例であります。そういう産廃業者というふうな例もあるかも知れませんが、ほとんど320社の中では実績を上げている企業体も十分あるというふうに思っております。けさの農業新聞にも、そういう事例を挙げて新聞に上がっておりますけれども、ちょっと私その新聞記事を持ってきておりませんが、後で見ていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、次にお尋ねしますが、例えば、企業が参入したっていいでしょう。例えば、だれかが借りたっていいでしょう。そういう人たちが農業に従事することによって、今成り立っていない農業が成り立っていくとお考えですか。まあ聞きましょう。わかりやすく言えば、どうして今のような農業情勢になったかということですよ。後継者がいない、経営が成り立たない。じゃあ、そういう企業の参入とか、ある程度資本力のある人が入り込んできたら、それをまた新たに栄えさせていくことができるとお考えなのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

井手農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（井手清治君）

今の農業の状況については、私は農地の制度の問題じゃなくて、やっぱりこれは経済政策、農政の問題だというふうに思っておりますけれども、企業参入についても、先ほど申しましたように、悪い面ばかりじゃないというふうに思っております。成功事例もちゃんと見ていただいて、それに基づいて企業をどう評価するか、企業アレルギーをなくしていくのかということじゃないかというふうに思っておりますが。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、悪い事例ばかりじゃないと、確かに進めていきたい人たちはいいことをなるだけ余計言いたいし、報道もしたいと思いますが、やっぱり私たちは、今までここまで農業が落ち込んできた。その今の原因が何であるかをやっぱりよくつかまんで、そこそこでこれがだめやったら次に行こうかと。そういうことをしたことが今まで失敗したわけでしょう。そして、ここまで来なくちゃいけないような状況になったわけでしょう。例えば、企業が参入している例もありますとおっしゃいましたが、撤退した例もいっぱいあるわけでしょう。何で撤退したかということですよ。今の農業の、特に価格の問題、こういう問題では農業は成り立たないということがもう明らかなわけですね。

先ほど私冒頭にもちょっと言いましたが、先ほどの参議院の本会議ですかね、質疑の答弁で石破農水大臣が、米の生産調整政策の失敗や農業農地の担い手不足、遊休農地の増大など、長期にわたる自民農政がもたらした問題に言及、日本の農業が産業としての持続可能性そのものが危うい状況になってきていると。今まで進めたその張本人も、これは認めざるを得なくなったわけですよ。

だから私は、例えば、米にしたって、ほかの主な農産物にしたって、今のような価格の体系、そういう状況の中で、どんなに大企業が参入してきて、財政力のある人が来たからといって、私はそれを継続、維持して発展させていくという可能性はないのじゃないかと思いま

すが、その辺の心配はないんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

議論が、企業の参入そのものが悪いと言っておられるのか、農業政策が悪かったから企業参入してもだめだと。ここもどうせ成り立たんやろうもんと。農業政策そのものが問題なんだということと、2つ交錯しながら展開をしておられるような気がいたします。

基本的に、私も企業参入というのが、企業が参入することによって、既存の農業者を追いやってしまうと。こういう結果になるようなら、私は企業参入はやっぱりいかんと思います。やっぱり農業者を守るべきだと。これはひとつ原則として我々が持つておかにゃいかんスタンスだというふうに思っております。

それで、現実には担い手がもういなくなっているんですね。高齢化をした。それに対して補充する新規参入者が非常に少ない。将来の農業というものを見据えた場合に、農地はある。しかし担い手、いわゆる耕作者がいないということになりますと、当然荒れて荒廃地化していくと。これをだれが埋めるかということで、一つの案として企業参入ということが出てきたんだろうというふうに、私はその背景、経過としてはそういうふうに理解をしております。

ただ、おっしゃるように、何でこうなってしまったんだと。政府の農林水産大臣も認めるように、今までの国の農政というのは、確かに今の結果を見れば失敗ということは明らかです。このことは真摯にみんながやっぱり反省をして、そして急激に新規参入者はふえませんので、その穴を埋める意味でも、やっぱり厳格な条件をつけた上で企業参入というのも、これは議論されるべきだというふうに私は考えております。

ここに条件がいろいろ、先ほど課長も言いましたが、周辺農業に支障が生じた場合はとか、あるいはいろんな基準に従わない場合は、これは農業委員会が是正の勧告をし、従わない場合は許可を取り消すとなっております。もちろんその用途以外に、農業という目的以外にこれを使用した場合なんて、もう極端にこれに適合しますからね。そのあたりの厳格な規定のもとで運営をして、それで企業参入だけでこの問題が解決すると思っておりますが、これは一つの方法かなという感じは持っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

企業参入に対しては、市長のお考えはわかりました。それとやっぱり、私は1つ、例えば、今おっしゃいましたように、歯どめとしてちゃんとやっていないときには取り上げんといかんというような、そういうのもあるけれども、そういう流れの中でどこまでそこをやるかという問題ですよ、その保証はないんですよ。これまでの企業がやってきた、また企業に

くっついてきて行政がやってきた——行政、鹿島じゃないですよ、いろんなのでやってきたのを見ますと、やっぱり問題点もいろいろあったわけですね。その点を考えますと、本当にそれでいいのかなという気がします。

それと、今大きな問題になるのは、今まで貸す期間というのは20年だったですね。それが今回から50年に延びるといふふうなことで、文字どおりこのようなことにいけば、例えば、企業が参入したとしたら、そのまま土地が取り上げられていくというような状況もあるんじゃないかなという、そういう不安もあるわけですね。もう1つ、担い手がなくなっているのだからこういうことをしなくちゃいかん。確かにそうだと、担い手ないですね。じゃあ、何で担い手がないかと。このことは先ほどから私が何度も言っているように、米の減反とか、それから、まさに財界の方針ですよ。自動車を外国に輸出して、日本は農産物は輸入すぎよかと。そのためには自動車工場にどんどん人が要ったので、減反して人を余らせて、どんどん吸い込んだんですよ。そういうのが今のような事態になっている。

ところが、今本当にここを解決するためには、そういう農産物をつくってやっていける状況をここで作り出すということが私は何をやるよりもまず大事なことだと思うんですよ。もちろん、これは国の大きな責任ですね。もう今御存じのように、全国的にはこちらからいろんな工場とか、いろんなところに働きに行った人たちが、この雇用問題の大きな条件の中で、仕事なくなってどうしようもないというような人もありますよ。ある人なんかおっしゃいましたよ。うちの息子もあっちこっち泊まり歩きよったらしかと。おれはお金ば送ってやったばい、なかつたいどんとおっしゃった方もあるくらい、あるんですよ。

だから、今こういう問題をしなくて、鹿島で農業がやっていける。例えば、米の価格が保証される。ミカンの価格が保証される。そういうことになるなら、都会で苦勞している人たちが、ばあちゃんの待っところに戻って来よう。もう百姓ば一緒にしようかと帰って来よう。そういうことを私は今やらなくちゃいけない、そう思うんですよ。それをしないで、さあ土地を貸して、そしてやりましようか、そうしましようか。これを何度繰り返したって、本当に農業を活性化するその力にはなり切れないと私は断言していいと思います。ここではっきりですね。

そして今、日本はこれだけ自給率が下がってきている。自給率を上げようと一生懸命なっている。ところが、そういう形で農地が本当に農地として使われなくなってしまふ。そういう状況の中で、自給率を上げるどころか、ますます落ち込ませていく。

今、自給率を上げんといかんというのは、もうほとんどの人が言い出しましたね。特に経団連なんか、自給率を上げるということに対しては、今言うように外国から輸入すればいいと言っていましたから、それには積極的ではありませんでしたが、最近では経団連まで自給率を上げんばいかんといふふうなことを言うところまで日本の農業というのは来ているわけです。食料問題というのが来ているわけですね。

ですから、私はやっぱり、今ここで私たちがやるべきことは、担い手がなくなっている。そこに出ていった人たちが帰ってこれるような、そういう農業政策をせんといかんし、これを国に求めていくということが私は大事だと思いますが、私の考えは間違いでしょうか。市長、よかったらコメントをどうぞ。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

答弁が大枠な概念にとどまらざるを得ないところは御容赦いただくとして、問題は結局、価格の問題、生産をして成り立つような価格では売れない、あるいは売れなくても大体の収入がない。したがって、農業経営が成り立たないと、こういう構図だと思うんですね。

ただ、ここに基本的な問題として、日本は主にいろんな食料を輸入に頼っておりますが、ガットとかWTOとか、そういう輸入の際に係る関税、これは国際的な話し合いの中でどうしても現状のようになってしまった。このこと自体を今の政権が頑張らなかつたからとかなんとかいう言い方もありまじょうが、現実的には今のよう結果になっていると。

そうしたならば、これをさっき申されましたように、農家の収入を上げるということになると、代替的に政策としてどうするかというのが次に出てくると思うんですね。そういうこともやっぱり今からの日本農業全体を守るためには考えていくべきだというふうに私は個人的には考えています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと時間の配分が足りませんので、まだありますが、この問題ではいろいろな問題が出てきたようですね。例えば、小作料の問題も大きな問題だと思いますね。今までは標準小作料という形での小作料で取り扱われていたと思います。それぞれの地域の条件に合わせた小作料だったと思いますが、これからはあれは賃借料と言うんですか、借上料ですかね、そういう土地の借上料ということになりますと、本当に優良農地とかそうでないの、いろいろありますが、お金をつぎ込む人たちにそういうところが集積されるとか、いろんな問題も出てき得ると思います。

本当にこの農地法改正の問題については、いろんな問題がまだ山積みしておりますが、これから入り口だと思います。私も皆さんのお知恵をかりながら、一緒に取り組んでいきたいと思いますが、とにかく今の農家の人たちがどう太刀打ちできるのか。それと、そのことが鹿島の経済の活性化に一番大きな力になっていくものだと私は思っておりますので、その辺については、これからもぜひ一緒に取り組んでいきたいと思ひますし、市長も国にも行かれますので、物申すときには、鹿島の状況なんかをやっぱりどんどん言っただいて、新幹

線で頑張った力を農業で今度は頑張っていたきたいと思います。

次に、保育園の問題で——あっ、済みません、もう1点だけ、耕作放棄地の問題でちょっとお尋ねをいたしますが、お尋ねをしておりましたら、17年度の調査のときから247ヘクタールふえて、20年の調査で587ヘクタールになったという数字を出していただいていると思いますね。間違いないでしょう。そういう状況ですが、今いろんな農地法改正も論議しましたが、それとも絡まってくると思いますが、今後これらについて具体的にどう対応しようとなさっているのか、そここのところだけお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられました平成17年のセンサスから昨年調査をいたしました耕作放棄地が247ヘクタール増加をしております。この原因と申しますと、単純に3年間に247ヘクタール増加したわけではありませんで、センサスが本人申告によるものであることに対し、昨年の調査は航空写真をもとに現地調査を行ったということで、より正確な数値があらわれたと思っております。

それから、今後の対応についてということでございますけれども、これまで国においても、農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資するため、中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業を実施されていますが、これまでこれらの事業を活用しながら耕作放棄地の防止に努めていきたいと思っております。

なお、市においても、今後の耕作放棄地の解消計画を検討するための協議会組織を設置することが前提となりますが、新たな組織をつくるのではなくて、市やJAや関係機関を網羅した既設の鹿島市担い手育成総合支援協議会という組織がございますが、平成21年の2月3日にこの協議会で耕作放棄地の対策事業を実施するというので決定をいたしておまして、現在、放棄地の解消について協議を行っているところでございます。

また、21年度からの事業といたしまして、まず耕作放棄地で栽培可能な野菜、果樹等の栽培試験を実施しまして、実証試験園として農家に栽培を委託しまして、必要な労力、経費及び収益性の検証を行っております。

具体的な内容を申し上げますと、「福頭」という品種の里芋を5アール、しょうちゅう用の「紅東」というサツマイモを55アール、「さがんルビー」、これはグレープフルーツですけども、8アール栽培委託をいたしております。さらに放牧地の50アールでモデル的に牛の放牧をしてもらうように計画いたしております。

次に、耕作放棄地の原因といたしまして、議員おっしゃられますとおり、少子・高齢化とか後継者不足等が上げられておりますが、ことしから中山間地区の棚田約20アールで、レン



ゲをすき込んで、都会の若者に田植えや稲刈りを体験させる有機農レンゲ米の生産販売によって地域の活性化を図られておられる集落があるということで、紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

耕作放棄地の対応について、いろいろと計画されているようですが、そのことが少しでも農家の収入にもつながっていくことを願うものです。細かくは申しません。

次に移りたいと思います。

保育所の問題ですね、先ほどおっしゃったように、まだ十分な資料もないというようなことですが、こういう問題というのは、もう数年前からいろんな幼児保育の問題での審議会などが取り組まれてきて、いろんな形で出されてきた問題ですが、それはそれとして、今回直接契約導入の問題ですね。これにつきましては、内容が十分おわかりでない方もありますが、今、もう皆さん言うまでもなく、鹿島市で保育所に入所を希望する人は、市役所に申し込みをして、自分の行きたい保育所を言って、そしてそこに配置してもらおう。どうしても入れないところには違うところに行かなくてはいけないという場合もありますが、大体そういう形ですね。それから、保育料金にしても、所得割ですので、それに見合うような形での保育料金も取られているというのが現状ですね。

ところが、今回考えられているのは直接契約ということで、保護者が直接保育所を探して行って契約をするという形ですね。これは何から来たかということ、国は待機児童が非常にふえたということで、そういう待機児童の人がなかなか入所できないと。だから、自分たちで探して、自分たちのいいところに行ってもらおうほうがいいんだというふうな、そういう考えで、本来ならば待機児童がふえることによって保育所の増設が必要なわけですが、そういうことはしないで、そういう形にすり変えていったというのが現状だと思います。

その直接入所にしても、まだまだ条件があるわけですね。これもまた驚くわけですが、保育に欠けるということで、働くお母さんが何時間働くか。例えば、この人はパートで4時間だと、5時間だと、8時間だと。そういうことで、その人たちは市役所に行って、その認定をもらわんといかんわけですね。保育所の何というですか、認定ですよ。それをもたらないといかんと。例えば、介護保険と同じですよ、要介護1とか要支援1とか、そういう制度を今導入されようとしている。そして、その認定をもって自分で保育所を探していくと。ところが、行った先で保育所がもう満杯だったら入れない。じゃあまた行く、でもだめ、また行ってもだめ、そういう条件がつくられるというようなことですね。じゃあ、働かんといかんお母さんが働けなくなると。

それから、まだ大変なのは保育料金の問題ですね。これも、今はさっき言ったように、所

得割という形で来ますからいいわけですが、今度からは応益といいますか、それぞれでもう保育料が決まっているんですね。一律に決まっているというような中で預けなくちゃいけない。こうなりますと、財政的に厳しい人たちとか、本当に一生懸命どうしようもない人たちがなかなか入れないというような状況になるというような問題があるわけですね。

特に時間帯で時間が決められて預けるとなると、保育園もボランティアじゃないわけですよ。利益も上げんといかんわけですから、4時間しか預からん子よりかやっぱり8時間預かる子がよか。4時間あって、後の人が4時間であれば、つながればいいわけですが、それもなかなか十分じゃないから、もうあんた方ちよっとうち入れんですよと、4時間ぐらいの人とか3時間ぐらいの人はね。もうはなから受け付けてもらえないというようなことだって考えられると思うんですよ。

そういう今回の勤務時間による入所条件を決めるというような問題が浮上しておりますが、そういう問題についてはいかがお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申しましたように、まだ私たちの手元には詳細なものが参っておりませんので、新聞報道等で見ただけの情報でございます。具体的ところが国、県を通じて来た段階で、先ほど申しましたようなことで検討をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、新聞情報ですけれども、保育料につきましては、従来どおりの国の基準に基づいて市町村が決定するというようなことでの記述もあるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実際資料がないでしょうが、こういうことになった場合はどうなりますかぐらいのコメントはできるんじゃないですかね。もういいです、それで。

例えば、時間帯で要保育時間1とか2とかなった場合に、やっぱりいろいろ考えられるのは、介護保険と同じですよ、もう大変な人たちは小さい施設にやって、大きいところはいいとこだけを入れるとか、こういう事態もこれまで介護保険でも出ていますが、保育所だってそういうことが生まれないとは限らないわけですね。そういう本当に今からの子供たちを育てていかんといかんに、こういうことが考えられて進められてきているということね。この辺をやっぱり、まだ来ていませんということじゃなくて、もう何でもそうでしょう。こう

してくださいと来たときはもう遅いわけでしょう。言う言葉ないわけでしょう。介護保険だって完璧な制度じゃないうちに来ましたから、問題もついつい起きてきたわけですから、こういう保育制度だって私はそうだと思います。

それから、先ほど私は保育料金の問題で言いましたね。それで、これまでの保育料金の体系と違って、これが決まれば、今回からは保護者に対して補助金が出されて、そして、それに保護者が出さんといかん保育料を足して、今度は園に払うわけですね、園に。今は市役所に払っているわけでしょう。だから、今は保育園に対して市役所が措置費で払いますから、そこに来ている子供たちは同じサービスが受けられるわけですよ。だれが幾ら払うた云々というのはないわけですからね、そうでしょう。ところが、今度は保育園に払うようになりますから、余計払う子供と少なく払う子供じゃないですが、そういう時間帯で多かたり少なかたりしますから、そういういろんな問題、それから補助金の問題もありますから、いろんな矛盾が出てきて、同じサービスが受けられるかどうか、一律にできるかどうか定かでないというふうなところも出てくるわけですね。

特に私は、財政的に国がどのような補助をやるかということで調べてみましたら、介護保険の場合は補助金と自己負担の割合が9対1なのに、保育料の場合は6対4というふうな、そういう形での補助金が考えられているというようなことですよ。特にこの子供たちの問題ですから、料金などによってサービスの度合いだとか保育のあり方が差別をされるということになるとよくないので、やっぱりこの辺についても、もうこれを私がお答えくださいと言っても資料がございません、まだですとおっしゃると思いますので、もうお答えは要りませんが、そういう状況が今つくられようとしているということを私は言っておきたいと思います。

それからもう1点、特に今回、この保育園の問題では、先ほどの農業の問題ではないですが、企業の参入というのが認められてくるというような状況ですね。それで、企業の参入で既に破綻をしたという事例があります。これは東京ですね、全国で初めて民間委託をした、これは教育産業が受けているそうですが、ここでは年間の運営の見積もりが市がやっていたときは172,000千円だったそうです。ところが、企業がやることによって84,000千円ですね。半分以下ですね。そして何が起きたかという、契約、保育の保母さんたち、1年間の契約社員だとか、短時間のパート、すべてが。それから、そういうふうにするによって、結局半分以下に削ったのは運営の大半、人件費のコストを下げるということで、そういうふうにしたわけですね。

そういう中で、やっぱり子供たちの教育にも大きな支障を来したというようなこと。それから、ほかのところでも、やっぱりそういうもうけ主義的な参入をやることによって、保母さんたちが短期間でやめてしまうと。非常に安いそうですね、そういったところの賃金はね。だから、結局親との信頼関係もなくなるというような状況ですね。

それから、ほかにもいろいろありましたね。ひどいところでは、大きな企業は1つの地域に何園も持っているそうですね。先ほど29園一遍に倒産したと言いましたが、何園もあるわけですが、きょうはここは子供が少ないけん、あんたはあっちの保育園、きょうはこっち少なかけんあんたはあっちの保育園というふうなことで、保母さんたちがたらい回しをされながら保育をするというふうな状況、そのことによって子供の保育どころか、教育どころじゃないというふうな、全く物扱いというような状況が企業の参入で出てきているというように、いろんな事例を私も見ましたが、出てきております。

今回、その制度の改正によりまして、本来の保育に欠ける子を保育するというような、そういうのが本当に忘れられて、ただ単に財政的な面だけで、今まで長い間あった素晴らしい保育制度のあり方を変えようとしているというのが今明らかだと思えます。

そういう中で、もう新しい制度についてはいいですが、出てきておりますのが、みどり園の廃園もしくは民間委託の問題ですね。私はこれまで、やっぱり保育園、みどり園というのは、地域に対してもいろんな貢献をしてきたし、多くの人たちがみどり園から育っていったと思います。恐らくこの中にもみどり園を出られた方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういう鹿島市の唯一の公立の保育所であるみどり園が財政が厳しいというだけで民間委託か廃園に追いやられようとしている。このことを私は絶対に許せないわけですけども、いろんな問題は抜きにしても、いろんな条件は抜きにしても、今私がほんのわずかですが、新たな保育制度がつくられようとしている問題を申し上げたときに、何としても、これは何があっても市立の保育園は残さなくちゃいけないんだという気持ちになりました。

なぜならば、例えば、お母さんが働く時間の問題で、また保育料金の問題で、いろんな条件の問題で保育園に入りたくても入れない子供たちの行く場所がないんですよ。このような新しい保育制度になってしまえば、全部が民間委託の保育所になってしまえば、そういうところがなくなるんですよ。今、鹿島市は定数割れをしていると言いますが、やっぱり企業も金にならないことはしないですよ、民間の方たちも。今は本当に一生懸命頑張ってもらっていますよ。これは、ある程度いろんな問題はあったにしても、市からの措置費もいきますから、そういういろんな問題でカバーができていますと思いますが、そういうのがなくなってしまいうんですよ、これから。

そういう中で、私は何としても取り残される子供がないように、一人でもないように、今の市立みどり園については今のままの状況で、今のままの事態で残していくことをしないと、本当に子供たちがどうなるだろうかと心配です。口では少子化対策だ、さあ何だといいいことを言っても、現実的にはこういう形で一つ一つ、子供たちを育てにくい、子供を産みにくい、そういう社会を私たちの手で作っているんですよ。私は絶対こういうことは許せないと思うんですよ。

ですから、私はまずいろんなことは抜きにしても、今のみどり園の撤退か民営化かとい

うこと、このことについてはもう一度考え直してもらいたと思いますが、その余地はないんでしょうか。これは市長がいいでしょうね。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

それでは、私のほうからみどり園の民営化もしくは廃止の議論についての質問に対してお答えをいたしたいと思います。

先ほど国の制度見直し等について議論がなされましたけれども、今回私どもが提案しておりますみどり園の民営化もしくは廃止の件につきましては、今の問題が起きる前の件でありまして、議論とは直接は関係ないというふうにとらえているところでございます。

そういうことで、この民営化もしくは廃止の検討は、平成17年度に財政基盤強化計画を策定する中でなされたものでありまして、現在の制度見直し、先ほど申しましたように、以前の方針が決定されたということでございます。

そこで、経緯を申し上げますと、この議論は平成18年3月に行政の責務として、可能な限り現在の行政サービスの水準を確保しながら、財政基盤を維持、強化し、足腰の強い行財政運営を実現することを目的に定められました鹿島市行財政改革大綱、庁内的には鹿島市財政基盤強化計画と申し上げますが、これに市立の保育所みどり園の民営化もしくは廃止ということが市の方針決定として掲げられたことが直接のきっかけとなっているところでございます。

この大綱は、庁内で策定いたしました財政基盤強化計画をもとに、民間委員で構成します鹿島市行財政調査委員会での十分な議論を得まして、答申を受けた内容で鹿島市行財政改革大綱として位置づけされたものでございます。その持つ意義は非常に大きいものというふうに思っておるところでございます。

次に、このみどり園の民営化もしくは廃止という議論に至った理由でありますけれども、行財政改革大綱では、1つに、公立保育所が保育行政のリーダーシップを発揮していくなどの所期の目的は既に達成されており、公立、私立の区別に関係なく保育所のサービスは一定の質が確保され、そしてまた、質の格差もなくなっているということが1つの理由であります。

そして、2つ目には、そのため、公立で運営していくべき絶対的な理由がどうしても見当たらないということを掲げております。

そういうことで、現時点で県内の公設保育所のない市町を調査しましたところ、多久市とか、みやき町とか玄海町などの状況がそのような1市4町ですかね、これが現在公立保育所のない市町となっておりますが、今のところ、この市町におきましても、公設の保育所がなくとも特に問題はなく運営されているようであります。

また、廃止につきましては、民営化を進めていく中で、みどり園の民営化の引き受け手がない場合は廃止も検討していかなければならないとしているところでございます。

そして、次にその実施時期でありますけど、みどり園の民営化もしくは廃止につきましては、さきの議会でもお答えしましたように、平成22年度に方針の公表、市民への説明を行い、その後、売買価格等の検討あるいは受け入れ先の公募など、3年間の期間を定めて取り組んでいくとしております。

これは、今回の行財政改革大綱では、みどり園の民営化のほかに給食センターの民間委託、あるいはエイブル、市民会館、地区公民館の指定管理者への委託などの計画もありましたので、それぞれで年次計画を立て、また全体的な職員数の調整を図りながら推進をしていく必要があったためでございます。

そういうことで、一応3年間という期間があれば、説明等も十分時間がとれるものと私もは考えているところであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今いろいろと御説明いただきましたが、確かに行財政改革が論議をされて、そして、いろんな条件の中でこういう結果になったと思います。

ただ、お尋ねをしたいと思いますが、そういう計画をしたけれども、情勢の変化というものもあると思います。月日の流れの中で情勢の変化もあると思いますよ。そういう情勢の変化を見定めないで、最初決めておりましたからそのままいきますという考えなのか、情勢の変化によっては、それに対応できる、そういう余裕を私は持つべきだと思いますが、そういうことは鹿島市にはないのかどうか、その辺をまずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

お答えをいたします。

私は、この問題につきましては、庁内での議論は一応終わったというふうに見ております。それで、今後市民の皆さん方に公表をすることによって、さまざまな意見をお聞きし、そして、どうしても松尾議員みたいに公設でなくちゃならないという方々もいらっしゃると思いますので、そういう方々の意見をお聞きし、そして、こちらが主張していることとどこが違うのかと。そういったことをお聞きしながら、じゃあ問題点が出てきたときには、それは果たして人的なものなのか、制度的なものなのか、あるいは経済的なものなのか、そういったものもいろいろあると思いますので、民間委託をする場合には、改善すべきところがあれば

ば、まずそういったことも見つけることができると思っていますので、そこらあたりを今後進めていくための市民への公表ということを図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あなたたちは市民への公表というのは、あなたたちがしたいことを説得するためにするのか、それとも市民の皆さんたちから幅広い意見を聞いて、その意見を尊重するためにするのか。どちらの公表をする気持ちですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

お答えをいたします。

市として方針決定している以上、説明会というのは第一義的な、もちろん私たちのこの制度について御理解をいただくために開くものが、まずその大きな第1の目的であろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう何度言っても同じでしょうが、例えば、そういう形で決めていますということでしょうけれども、やっぱり流れの中で、情勢の大きな変化の中では、それに対応するというような、そういう気持ちを持ってくださいよ。そうせんと、もう決められたら何もならんじゃないですか。やっぱり今の状況というのは大きく変わりつつありますよ。

今の流れの中で衆議院選挙を目前にしていますが、国の組織だってどう変わるかわからないというのが今の状況でしょう。そういう中で、小さいところまでどう変わっていくかということは定かではありませんが、そういういろんなものを見ながら、やっぱり変化があったときには、それに対応するという形で行政を進めていただかないと私はいけないと思います。

私は、保育所に対して、本当に市というのは責任があると思うんですね。児童福祉法の24条、日中、保護者の労働などで保育に欠ける状況にある子供について、保護者から申し込みがあったときは、市町村が保育所において保育しなければならないと市町村の保育実施責任を明らかにしていると思います。つまり、市町村は保育入所というだけでなく、保育の保障、それから、そういういろんな問題についても、足りない場合にはみずからの責任で保育所の整備をすること、そういういろんなことが求められていると思います。国が定めているいろんな基準の設置の義務づけなどもあります。もちろん最低基準は、保育所を含むいろん





なルールがないと言われていています。大企業の横暴勝手な行動が余りにも野放しにされているルールなき資本主義の国と言われていています。わずかにあったルールでさえ、構造改革路線で崩されてきたのではないのでしょうか。

農業や福祉まで企業が参入をする。もうけさえすればよい。こういうこれまでのあり方を変えて国民の暮らしと権利を守るルールをつくることこそ、今政治に求められていると思います。これが最大の政治の責任ではないのでしょうか。日本の経済は輸出、外需頼みをやめて、家計、内需を肥やす、そういうふうに変換させることが今大事だと思います。

私たち日本共産党は、綱領の柱に、国民の暮らしと権利を守るルールある経済社会をつくる。そのために大企業の横暴勝手を抑え、その社会的力にふさわしい責任と負担を求める方針を貫いています。

今、農業を守り、福祉を守り、市民の暮らしを守るためには、国の政治を根本から変えることであり、また、市としても国がこうだからということで、それに流されるのではなく、もっと十分に広い市民の声を聞き、市民の暮らしを守るために市は何をしていると言われるのではなく、市民から私たちも一緒にやろうじゃないかと言われるような、そういう仕事をしてもらうことを希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

おはようございます。今月7日の鹿島ガタリンピックは大変お疲れさまでございました。

8番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく3つの項目であります。まず、ふるさと雇用再生特別交付金事業について、緊急雇用創出事業につきまして、あと鹿島市の公共交通への取り組み、この大きく3つでございます。

政府では20年度補正予算や21年度一般会計予算、21年度補正予算などでさまざまな景気対策が行われ、また行われようとしております。鹿島市でも定額給付金や子育て支援金、商品券発行、緊急雇用対策やふるさと雇用再生などの雇用対策、公共事業の着工などに取り組んでおられ、また取り組もうとされておられます。鹿島市の財政を見ても、平成11年のピーク時の地方交付税が54億円から、21年度当初予算では交付税と臨時財政対策債を合わせ

て42億円ということで約12億円減額されていまして、緊縮予算を余儀なくされてきたという状況だと思います。今回の政府の景気対策で、20年度補正や21年度予算で総額11億円が確保され、また、21年度補正予算でも多額の予算が配付、交付されようとしております。政府の景気対策は結果的に将来に国民に借金を残すということにもなりますし、国民の負担となり、増税という不安もございますけれども、これらの景気対策がこれからの鹿島市にとってよりよい効果のある事業とならなければならないという観点から、これらの取り組みについて質問をさせていただきます。また、鹿島市地域公共交通活性化協議会が発足いたしました。協議会での取り組みについても質問させていただきます。

まず、ふるさと雇用再生特別交付金事業について質問をいたします。

この事業では、19名、14事業でございます。47,821千円の予算でございます。また、緊急雇用創出事業交付金事業が66名の雇用で16事業、43,849千円、計85名が雇用をされるということになっております。まず、今現在の雇用状況がどのような状況になっているのかについて質問いたします。

それから、ふるさと雇用再生でございますけれども、その事業内容につきまして一応説明をいただきましたけれども、改めてどのようなことを予定されているのかについて質問いたします。

それから、このふるさと雇用再生事業は最長3年間という期限がございます。3年以降も仕事が本当に提供があるのか、予算的にどうなっていくのかということについても質問いたします。

それからもう1つ、ふるさと雇用再生事業で収益事業ができるのかどうか。そして、事業計画等々を記述してございましたけれども、この事業計画の変更ということができるといことについても質問をさせていただきます。

次に、緊急雇用創出事業交付金事業でございますけれども、緊急雇用については既にもう雇用された方もいらっしゃると思いますが、これも現在の雇用の状況、今後の状況について質問いたします。

また、これも3年経過後以降がどのようになっていくのか、これで打ち切りなのかどうかということについても質問をさせていただきたいと思っております。

続きまして、鹿島市の地域公共交通への取り組みについて質問させていただきます。

まず、鹿島市地域公共交通活性化協議会が先ほど発足いたしましたけれども、現在、どのような状況なのか。多分1回会議があったというふうに聞いておりますけれども、今の状況がどういう状況なのか、そして、この協議会の方向性として、市としてどのように考えていらっしゃるのかについてお尋ねいたします。

次に、鉄道について質問いたします。

長崎本線はあと30年程度運行されるということになっております。地域交通の手段の一つ

として、非常に大きな位置を占めている鉄道だと思っております。ところが、10年後を考えますと、特急が1日に上下10本程度運行されるというただいまの計画でございます。ただ、これはほとんどの方が「白いかもめ」が走ると思っていられる方がまだいらっしゃいますけれども、ディーゼル車両で走るということになっていきます。ディーゼルの一番速い列車でも、「ゆふいんの森号」で110キロ程度の速度しか出ないという状況です。ところが、「白いかもめ」にしましても、新しい新幹線にいたしましても、最高速度130キロという速度で走行すると。その一番速いディーゼルであっても約20キロ程度の速度差があります。こういう速度差があるディーゼルがどこまで行けるのかなど。というのは、新幹線ができて本数がふえますから、その間を縫ってこれをどこまで走らせることができるのかなど。本当に博多まで行けるのか、佐賀までなのか、肥前山口どまりなのかということについて、これは私もまだ把握いたしておりませんので、これがわかりましたらぜひお教えいただきたいというふうに思います。

次に、バスの運行について質問いたします。

21年度一般会計当初予算の地方バス路線維持予算は、廃止路線代替バスが7路線8系統、生活交通路線維持が4路線5系統が運行されております。今後のこの協議会の中の協議で、こういう廃止路線代替バス等々がどのような議論がなされるのかなどということに対して興味があることでございます。これも、もし廃止されるということになりますとこれは大変なことにもなりますし、存続しても財政的な負担がまだ残るということもございますので、これについてどういう方向性を考えていらっしゃるのかについて質問いたします。

次に、道路整備、特に市道整備について質問いたします。

21年度補正予算は可決されまして、今、関連法案が審議されているという状況だと思えますけれども、その予算案の中に、いわゆる地域への配慮分として約2兆3,700億円くらいですかね、これは地方公共団体への配慮ということでございますけれども、この中に公共事業等々で予算が配分されています。これが鹿島市にどれくらい配分されるのかということもまだ私たちもわからないし、当局としてもまだわかっていない状況だと思えますけれども、そういう新しい補正が出てきた段階で、じゃ次に、鹿島市として、いわゆる道路、市道に限って質問いたしますけれども、どういうことを考えておられるのかなど。今現在、主要市道整備で野島～鮎越線、辺地道路整備事業で中川内～広平線、単独市道整備事業で大崎跨線橋補修工事、地域密着型市道改修工事などが行われているという状況でございます。また、20年度3月補正で市道新町～世間線整備が予定されており、この事業で犬王袋踏切の交通はスムーズになることだと思っております。次の計画として、この21年度補正で道路建設などの予算が確保できたとして、次の整備計画として、どのような施策を考えておられるのかについてお尋ねしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

私のほうから福井議員の1回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目のふるさと雇用再生特別交付金事業と大きな2点目の緊急雇用創出事業についてお答えしたいと思います。

御質問の中で、1点目の雇用の状況はどのようになっているかということで、ふるさと雇用再生特別交付金事業につきましては、6月1日現在で9名の雇用がなされている状況でございます。今後、7月付とか、あるいは10月付で残りの10名を採用予定でございます。

2番目の事業内容はどういうことか、どのようなことを予定されているかということですが、まず、中心市街地活性化事業ということで商工会議所のほうに委託を行っている事業がございます。これは大きくは4点の大きな柱を業務の内容としているところですが、この大きな内容について説明したいと思います。1点目は中心市街地活性化タウンマネージャー業務、2点目、中心商店街販売促進強化に関する業務、3点目、中心商店街アドバイザー業務、4点目、中心商店街買い物代行サービス・発酵のまちづくり推進に関する業務、これらの大きな柱を基本に中心商店街のにぎわいづくりに貢献するというふうなことで事業を進めております。

観光戦略推進事業につきましては、まだ雇用はなされていない状況ですが、これについても大きな柱を6点ほど掲げて業務を進めることとしております。1点目、観光資源発掘・観光ガイド育成事業、2点目、地域ブランドの活性化事業、3点目、祐徳門前商店街の活性化事業、4点目、中木庭ダム・平谷周辺の活性化事業、5点目、ニューツーリズム推進事業、6点目、干潟体験・環境教育の推進事業ということで進める計画にしております。

3年後の雇用はどうなるのかということですが、ふるさと雇用再生事業特別交付金事業につきましては、現時点では3年間という期限を切っております。ですから、これがその後どうなるかというのは今後の課題ですが、今の時点では基本的に3年間という制度になっております。

あと4点目に、ふるさと雇用再生事業で収益事業ができるのかということですが、これにつきましては基本的に収益を上げる事業は該当しないようになっております。しかしながら、いろんな事業をやっていく中で発生するような状況も出てくることもあるかと思っております。そういう事業については収益を幾らか上げることは可能となっておりますけれども、その収益につきましてはその事業で使うというふうな縛りがあるということです。

5点目の事業計画の変更等についてですが、事業計画変更につきましては、変更の内容が妥当であるというふうな判断がなされた場合に県知事の承認を受けて実施するというので、そういう場合は可能であるというふうと考えられます。

それから、大きな2点目の緊急雇用創出事業につきましては、現在のところ8名の採用が

なされております。この事業につきましては、採用期間が6カ月と短いものもあり、あるいはさらに3年に続く事業とありますけれども、今後7月以降ですね、7月、9月、10月と採用をそれぞれ予定されている状況でございます。これにつきましても事業期間としては、先ほど言いましたように短期のものもございますけれども、最長で3カ年というふうな制度になっているところではあります。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田企画課長。

**○企画課長（藤田洋一郎君）**

私のほうからは、福井議員の2番目と3番目、4番目の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、2番目の御質問であります鹿島市地域公共交通活性化協議会での議論の行方とか、そのあたりについての御質問でございますけれども、これにつきましてはちょっと御説明申し上げますが、平成21年、ことしの3月6日に交通事業者、それから地域住民団体の代表者の方、それから行政機関などから委員の推薦をいただきまして、鹿島市地域公共交通活性化協議会というものを立ち上げております。この立ち上げた主な理由といたしましては、国が打ち出しております補助事業でございます地域公共交通活性化再生総合事業への取り組みをこの中で行っていくということで立ち上げたところでございます。その後、この補助事業でございます地域公共交通活性化再生総合事業の認定申請を3月23日に行いまして、4月22日に認定をいただいております。それから、それに伴います補助金交付申請を5月8日付で行っていると、そういう状況でございます。

今後の動きといたしましては、交付決定後、計画策定の調査にかかわります委託業者の選定なり公共交通の実態調査、あるいは住民の意向調査、そのあたりなどを行いまして、市長の施政方針演説にも上がっておりますけれども、九州新幹線長崎ルート9年後の開通を見据えまして、鉄道とかバス、タクシーの連携など市全体の公共交通ネットワークの形成を図っていくと、その取り組みを行っていくということでございます。

それから、3点目の御質問で鉄道のこと、JRの新幹線開業後、特急が上下10本程度になると、それからディーゼルでの運行になるということで、スピードの差があるということで、果たしてどうなのかというような御心配の御質問でございますけれども、現在、私どもが把握いたしておりますのは、これは佐賀県のホームページに載っておりますけれども、交通政策部の新幹線活用・整備推進課の公式見解といたしまして、新幹線開業後の長崎本線の列車の運行本数は特急上下合わせて10本程度と。それから、肥前鹿島ー博多間を直通運行するということで掲げられております。その運行につきましては、ディーゼル車両で行うということまでははっきりいたしております。ただ、今議員が言われるように、実際それが心配な部

分もございますけれども、現在、企画課といたしまして細かいそういう協議までは行っておりませんが、基本的には従前の担当者が協議をする中では、多分肥前山口までディーゼルで行きまして、その後、肥前山口のほうで「みどり」、特急電車のほうに連結をされて博多のほうに行くだろうというような、それは県の担当者もそういうふうなことを認識していたということを知り及んでおる状況でございます。

それから、4点目の赤字の路線バスを今後どのように維持していこうと考えておるのかということでございます。

議員おっしゃいますように、路線バスにつきましては、他市町へ走ります広域幹線の生活交通路線と市内を走ります廃止路線代替バスというのがございますけれども、21年度予算で県の補助が約4,000千円程度、市の一般財源が約20,000千円程度ということで路線を維持しておるわけですが、利用者が年々減少していくというようなことから収入が減って、逆に今度は補助金がふえていくというような状況でございます。このまま存続していけるのかというのは、今後議論をしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

21年度に追加で予算確保ができた場合の道路整備計画についての御質問にお答えをいたします。

これは全庁的な検討を経て可能な事業に取り組むこととなりますけれども、道路サイドから申し上げますと、追加に対応できる道路整備事業の考え方ということで申し上げます。まず、対象となる事業内容や22年度へ繰り越しが可能であるかというような点について、制度の採択要件を確認しながら、基本的にはこれまでの経済対策と同じように、まず地元で発注できる工事や業務、それから、なるべく早く発注契約できる工事、また緊急性のある工事ということになるというふうに考えますので、現実的には舗装補修や交通安全対策事業、そして特に緊急性のある工事の中から検討をして取り組んでいくことになるというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

これからは一問一答で質問をさせていただきます。

先ほど松浦課長の答弁で、いわゆる収益事業ですね、これに関しては基本的にできないという答弁がございました。ところが、3年間雇用されて、その後もやはり継続しなければいけない事業もあると思うんですね。そうなったときに、例えば、商工会議所なり観光協会なりがその後も雇用ができるかという状況があったときに、補助がない状態では今のところできないと思います。そうなったとき、やはり収益事業である程度その人の人件費を確保できる程度のことをやっていかないと、3年以降はもう雇用ができないという状況になってくると思いますけれども、もう一度それについて御見解をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

福井議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、3年間の中で大きな、今回のふるさと雇用につきましては、現在の景気低迷の中で雇用をどうするかということで3年というふうな期限を切っておりますけれども、その事業の必要性からなされた事業も数多くあるところです。先ほど議員の質問の中にもありましたように、雇用が継続するのがふさわしい、あるいはその中で収益を上げることができるというふうな一つの事業としての目的もありますので、ぜひ私たちも今回の雇用につきましては、事業内容によって異なりますけれども、継続の必要性があるものについては、幾らかでも収益を上げて継続できるような方向も目指していかなければならないというふうには考えております。ただ、これも推進する中でのことですので、一概に4年後、必ずというふうなことは現段階では言えませんけれども、そういう目標は推進したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そういうことであるならば、いずれにしろ、何らかの形をとっていかなければいけないと思うんですね。例えば、事業計画の中にもありますけれども、新町の「よらんね」で今計画されている買い物代行サービスというのがありますね。買い物代行サービスというのは、まだ代行の料金とかなんとかは全然決まっていない状況なんですけれども、いずれにしろ、無料ですというわけにいかないと思います。ある程度これも収益事業になってくるんだと思いますね。だから、そういう買い物代行サービスというのは、やはりどうも収益事業にも少しひっかかってくるんじゃないかなという気がいたしてはおりますけれども、そのほか、ちょっと質問を今度は変えてまいります。商工会議所の関係で、「よらんね」の分ですけれ

ども、いわゆる商店街のホームページ作成支援という事業があります。ほかの観光協会についてもホームページがありますし、商工会議所もごぞいます。ここら辺で、全体で18名でしたかね、雇用されるわけで、いわゆるコンピューター関係の専門の方が実は「よらんね」にもいらっしゃいます。ですから、こういう方たちの人材を活用しなければいけないと思うんですよ。だから、できたらホームページでお互いにリンクし合って、例えば、観光地の紹介等々の事業をお互いにやっていくということで、お互いの事業が生きてくるという気がします。これが将来的な収益性にもまたつながる可能性もあると思いますけれども、お互いに連携しながら仕事をやっていくということが可能なかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

ホームページの開設等で商工会議所の事業、あるいは観光協会の事業で連携できるかというふうなことですけれども、1つは、商工観光課の所掌でもいろんなつながりがあるかと思えます、商業、あるいは観光を含めてですね。そういう意味では、今回ホームページの開設というのも事業の大きな柱となっているところですので、今後、両方の雇用者の方と、あるいは商店の皆さんとかいろんなところから意見を聞きながら、あるいは意向調査を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ホームページが作成されたといたしまして、私はできるだけ連携しなければいけないというふうに考えを持っていますけれども、その中で、例えば店の中、「よらんね」なら「よらんね」でもいいですけれども、大した量は売れないと思いますけれども、そこで販売をしたりとかいうこともぜひやってほしいと思いますし、もう1つがそのホームページを使ってインターネットを通じた販売、例えば商店街の商品を販売する。というのは、商店街の中で今でもインターネット販売をされている方もいらっしゃいますけれども、現実には、いわゆる零細な小さな商店で自分のところでホームページを開設して、それを使って販売をするというのは現実的に非常に困難なんです。そのための支援事業だと思いますけれども、それをどこか、私は別に「よらんね」とは言いませんが、どこでもいいんですけれども、どこかで一本に集約して、そこで鹿島の情報をすべて集めて、そこを通じてインターネットを通じて販売をしていくというやり方が可能なかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）



インターネット販売につきましては、まだまだいろんな課題があると思います。といいますのは、基本的には今回の事業で収益が目的ではないというふうなこともあります。それと、先ほどおっしゃったように各個店でいろんな状況が違うということもありますし、あるいはその収益に対して補助金絡みといいますか、補助金の関係等もございまして、今後インターネットの販売につきましては、そういう問題点、課題等を十分精査しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

インターネットの販売につきましても、この3年間はひよっとしたらできないかもわかりませんが、3年過ぎた後、将来的な研究というのは当然私もしなければいけないんじゃないかなと思っております。ですから、そういう研究というのが当然されていくんだらうという前提のもとで今話ししていますけれども、それを通じてやったほうがいい。というのは、発酵研究会というのが鹿島にございます。ここで、いわゆる発酵まつりやりまして、今月の6日には国際発酵まつりというのもやりました。その発酵まつりの中でやっていたのが、1つの目的が、これは発酵という切り口でまちづくりをやるという切り口ですけれども、1つは、この発酵を通じた連携ということをやっています。ですから、肥前浜宿の酒蔵にも御案内しますし、古枝にも御案内します。だから、点だけの観光ではなく、いわゆる面に広がった観光ということで、今回のふるさと雇用再生で事務局としての役割、非常に大きな役割があると思うんですね。だから、そういう連携ということがこれからの一つのキーワードになってくると私は思うんです。ですから、だれがリーダーになってするかという問題はありますけれども、そこら辺もぜひ考慮をしていただきたいということで、これを終わりたいと思いますけど。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私どものとらえ方というのは、このふるさと雇用再生特別交付金ですね、これはずっと続くというものではありません。したがって、これを機にそれぞれが、例えば、商工会議所とか商店街とか個々の商店とか、あるいは観光協会とか、こういう方々がこれを機にいろんな勉強をしていただく、そしてレベルアップを図っていただく、そして、その3年が切れたら、あとは自分たちでできるようにしてもらって、あるいは連携も自分たちで当然必要ならば自分たちでやっぱりやるべきだというふうに思い、そういうところまでこれを受けるそれぞれの人たちはやってもらいたいというふうに私は思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

市長がおっしゃるように、それも取り組んでいますし、また今から研究をしなければいけない大きな課題だと思っております。

次に質問移りますけれども、ニューツーリズムについて質問いたします。

これは私も5年ぐらい前から何回か、ニューツーリズムについては一般質問で取り上げさせていただきました。今回のふるさと雇用再生で、これにニューツーリズムに関して担当1人やったですかね、いらっしゃるといことは、実は大きな力になってくると思うんです。というのは、以前、大分県の安心院町の話をしていただきましたけれども、そこに実は事務員さん、これは女性の方、広島県からわざわざ安心院まで来られたということですから、その方が宿泊客の受け入れ、それから受け入れ農家への配分等々、非常に多忙な仕事をなさっていました。だから、そういうことをされるのかなというとらえ方をしていますけれども、そういうことで間違いないですか。いいですか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

今回の雇用の中で、ニューツーリズム推進の専門の雇用ということを考えております。この方については、今後、今まで積み上げられたニューツーリズムのパンフレット等ができております。これは皆さん御存じの方も多いと思いますけど、この中で、いろんな事業の取り組みの中で、農業体験や、あるいは民泊等の御案内等をお知らせするようなパンフになっておりますけれども、この受け入れ等についても七浦のニューツーリズム研究会と連携をとりながら進めていかれるものと思いますので、これで指導していきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ニューツーリズムに関して、例えば今、ずっと立ち上がって少し進んできている状況ですよ。その中で、いろんな書類的な問題、消防法の問題とかいう問題等々の解決はもちろんそこら辺でしていかれるとは思いますが、この新しい職員が、例えば、ニューツーリズムについての専門家であればいいんですが、もし専門家じゃないという方が見えたとき、その方がどの程度理解されているかちょっとわかりませんが、いわゆる農家の方たち、受け入れの方たちに指導がちゃんとできるのかどうかということが実は心配でして、事務的なことは勉強すればできると思うんですけども、ニューツーリズムについては考え方等々も含めてそこら辺まで、能力と言ったらあれですけども、そういう才能のある方を採用されるのかどうか、そこら辺はわかりませんか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

正直言って、それが一番問題なんですね。本当にそういう人材がおられるのか、そういう雇用ができるのか、それが一番問題ですけど、できるだけ努力をして、そういう人材がおられなかったらこれはしょんないですもんね。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

しょんないと言われたら、もうあと質問のしようがございませんけれども。実は今回も、いわゆるコンピューター関係の方というのはかなりいらっしゃいまして、非常に優秀な方が来ていただいていますけれども、だから、事務的なことはかなりできる方が多いと思うんですね。だから、ほかの専門性、例えば、観光についても何でもそうですけれども、やはりそういう専門性のある方をできるだけ雇用をお願いいたしておきます。

次の質問に移ります。

緊急雇用創出事業交付金事業ですけれども、この中で災害時要援護者調査事業というのが項目に上がっておりました。これは災害時要援護者という方たちというのが、多分高齢者の方が多くおられると思います。この方たちが1つ、ある意味でいったら交通弱者と重なる部分があるのではないかなと思いますけれども、その調査事項の1つとして、交通弱者の調査というのを加えることができないかどうかという質問をいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

災害時に援護の必要な方々の調査を今回の緊急雇用事業を使わせていただきまして、地域の民生委員さんなどの協力を得ながら、調査委員さんを8名採用して、7月中旬から調査を行う予定です。この調査を行うのは、地震等の災害で高齢者や障害をお持ちの方など災害時に援護の必要な方々を事前に把握しておいて、災害による人的被害を軽減することにあります。

そこで、今議員が言われました御提案の交通弱者の方々の調査でございますが、災害時に援護の必要な方々の調査対象となられる方々と、議員申されます交通弱者と言われる方々と恐らく同じ方々になると想定できますので、災害時要援護者調査とあわせて食料品の購入の交通手段とか通院の交通手段とかなどについて聞き取ることはできると考えます。交通弱者の方々の交通状況を知るのには、1つのよい方法だと思います。ただ、災害時要援護者の

方々の調査は対象となられる方々に、本当は災害時の市民の生命にかかわることですので、この趣旨を御理解いただき、多くの方々に調査に応じていただきたいのですが、あくまでこの調査は対象者の方々の同意の上で行います。議員申されます交通弱者と思われる方々の調査は、完全にそれを把握できるかというのがその辺でひっかかってきます。できない可能性があるということで、交通弱者の方々の調査を災害時要援護者の方々の調査とあわせてしていかどうか、別の方法はないか、また調査をやる目的などを調整、整理しながら、もう既に民生委員さんたちなどには調査票あたりをお示ししております。ですから、その方々にもう一度説明をさせていただくとか、御意見を聞きながら、そして関係課との調整をさせていただきながらちょっと協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひやっていただきたいと思います。後々の質問にも絡んできますけれども、現実問題として高齢化率がかなり進んできていまして、やはり交通面で非常に不便になっている方もいらっしゃると思いますので、ぜひ取り組みをお願いいたしたいと思います。それに関連してでございますけれども、最近、認知症の方の運転免許証の返上というのがございましたですね、6月2日からだったと記憶していますけれども。これでも、そういう方たちであっても免許証はなかなか返上が難しいという状況がございます。これはなぜかといいますと、やはり交通の不便なところに住んでいらっしゃる方は、どうしても自分で運転して行かれるという状況があるからだと思うんですが、ただ、最近、高齢者による交通事故というのが鹿島市でもかなりふえているということをお聞きしておりますけれども、運転免許を——認知症の方ばかりというわけじゃないですけども、現状でどの程度返上されているのかということが調査されたかどうかわかりませんが、それとも返上をしたいという意思がえられるかどうかという調査というのが可能なかどうかお聞きします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

まず、運転免許証の返上の状況です。これは鹿島署管内の16年からの推移を御紹介いたします。平成16年が5件、17年が4件、18年が5件、19年が2件、20年が7件と、正直言って決して多い数字とは言えない少ない数字でございます。しかし、今年度は5月末で21件と大幅にふえています。その理由は、先ほど議員申されました本年6月1日から認知症という判断がされた方は強制的にというですか、免許の停止や取り消しという形になります。そのこ

とが影響したのではないかということです。

それとタクシー会社の方たちが、自主的に免許を返上された方についてはタクシー代の割引制度を導入されたと。ことしの3月1日からだったと思います。されたということが影響して、そういうことで返上されている方々は増加傾向にあると警察のほうでは分析されています。結果もそうなっています。

2点目の運転免許証返上の意思調査についての御質問にお答えします。

鹿島市においても残念ながら、本当に残念なんですけど、高齢者の方がかかわる事故が多い状況が続いております。去年は交通事故で亡くなられた方が8名、鹿島署管内でおられますが、これがすべて高齢者という形になっています。そのことは、私が言うまでもないことですけど、加害者になられても被害者になられても、また家族の方にとっても非常に辛いことだと思いますので、その対策が急がれるところでございます。そのための1つの方法として、高齢者の方で運転の判断力や記憶力が低下されたと思われる方、家族の方でも思われた方は、御本人は長年運転されてきた中でおつらいでしょうけれども、できましたら自主的に運転免許証の返上をお願いできればと思っております。

その意識調査が返上することを意識づけることは、していただくことはその方たちにできるかもしれないんですけど、その効果がちょっと判然としないというところがございますので、意識調査までは市としては今の段階では考えておりません。きょう、こういう形で御質問があったというのは、御提案があったというのは鹿島警察署には伝えたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

実際調査するとなったら、個人的なプライバシーの問題もありますから非常に難しい問題だと思いますけれども、やはり現実に交通事故がふえているという状況がございますので、そこら辺の対策はぜひ取り組んでいただきたい。これは警察と一緒にということになると思いますけれども、お願いいたしたいと思います。

そういうことで、例えば、運転免許証返上なされたとしたときに、やはり免許を返上したら移動手段というのが必要になってくるわけですが、以前、高津原地区でコミュニティーバスについてのいろんな取り組みをなさっておりました。ただ、今いろいろ財政上等でなかなか先に進んでいないという状況でございますので、試験運行につきましてもまだとまっているという状況になっております。

そこで、このふるさと雇用再生に絡んで質問でございますけれども、買い物代行サービス、先ほどちょっと申しました。この買い物代行サービスというのはあくまでも買い物の代行で

あつて、品物をお届けするというサービスだと思うんです。今、鹿島市内の状況を見ていますと、これは無料送迎ですが、無料でお客さんを送迎している方もあります。あるスーパーでは買い物代行サービスも始めていらっしゃると思います。問題は、買物をされて荷物だけ運ぶということになると思うんですが、そのとき、道路交通法上どうなるかわかりませんけれども、その車にお客さんも一緒に乗せていくということが可能であれば、ある意味でいったらそこら辺が解決できると思いますかね、交通弱者対策にもなっていくんじゃないかなという気がするんですが、ちょっと私も法的なことがここんたいわからんもんですから、わかる方がいらっしゃったら答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

一般論といたしましてちょっとお答えをいたしたいと思っておりますけれども、基本的なことで、道路運送法第3条によりますと、旅客自動車運送事業の許可を持たない者が人の送迎を行い、その対価を求めますと道路運送法違反ということになります。ただ、議員がおっしゃいます買い物代行サービスが、その対価が買い物代行のサービス対価であるということであれば、その中でたまたま人を無償で運ばれることについては、それはなかなか見解としてはグレーゾーンもあるような感じではありますけれども、非常にそのあたりが、先ほど申しましたように、人を常態的に乗せてその運賃を徴収すれば、これは道路運送法の許可を得ないと違反しますので、なかなかそのあたりが料金の設定とか、じゃ、その料金がどこまでがよくてどこまでがいけないのかという制限もございません。ということでございますので、なかなかそういうサービスがいいのかどうかというのは、ケース・バイ・ケースというようなことになるのではないかと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

グレーゾーンということでございますので、グレーということは白になったり黒になったりする可能性があるということだと思いますので、ひょっとしたらこれができるかなという気がせんでもないんですが、もしできるとしたら、ある意味でいったら、コミュニティーバスとまではいかないと思っておりますけれども、交通弱者の方たちの交通の確保にもつながっていくと思いますので、私たちも研究いたしますけれども、市としてもそこら辺の研究をもう一度お願いいたしたいというふうに思います。

それから、こういうグレーゾーンがある買い物代行でございますけれども、これを今、各個店とか病院でもされておるところがあるそうなんですが、いわゆる送迎のサービスをなさっています。ただし、無料でしかできませんので無料なんですけど、これをできたらどこかでやっ

ていただけんかなと、1つのところでね。というのは、やはり各個店等々は車両を購入して人がそれを運転していくということで、その費用負担というのは商店の負担になってきています。そこまでしないとお客さんが来ないという状況だからそうやっているわけですが、だから、これを今度のふるさと雇用再生の中のある1つの、目的になっておりませんが、その方でこれに取り組むということができないかなと。例えば、どこかの拠点の中にそういう方が1人いらっしやって、車両はだれかが提供する形になると思いますが、そういうことができるかどうか、いかがでございましょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

拠点を設けて買い物代行サービスができないかというふうな御質問だと思います。これにつきましても、先ほど企画課長のほうから説明がありましたように、法的な問題かれこれ整理しなければいけない部分はあるかと思っています。あとそういうニーズといいますか、各個店の方々がぜひこういうのを実施してもらいたいというふうな調査等、聞き取りを行いまして検討していきたいと思っています。その中で、当然車の購入とか課題もございしますので、そういうことについても地域の商店の中で出し合う形でやってみようとか、いろんな意見を聞きながら、ふるさと雇用の中でも検討していきたいと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

何度も申しますけれども、交通弱者の方たちの交通手段の確保という意味においても、今まではどうしてもコミュニティーバス等々で、いわゆる公共でやるという考えばかり私も思っていました。そうやなくて、やはり地域の中の人たち、商店街の人たちでもだれでもいいと思いますが、そういう人たちが自分たちがある意味でいったら送迎までやっていくという時代が来たのかなという気が私も個人的にしておりますので、ぜひこういうことにも、私たちが商店街の中で提案をしていきたいというふうに思っていますし、それに対する御支援もぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

それから、今度はまた緊急雇用で教育関係でございしますので、こちらも関連いたしてまいりますけれども、緊急雇用対策の中に、特別支援教育支援員事業と小学校英語活動支援員配置事業というのがございました。この事業というのが、これも3年間で終わるかどうかという話でございします。私は個人的に言いますと、これはやはり3年じゃなくてずっと続けていく必要がある事業じゃないかなと思うんですね。ところが、3年たった後に、当然政府のこういう予算というのはなくなるという想定のもとで話ししていますけれども、そうなったときに、じゃ、その次がどうなるのかなと。今から心配してもしようがないのかわかりませ

んが、そうなったときどういうふうな取り組みをされるのか。継続されるのか、もうこれで3年たったから打ち切りだということ、打ち切られるのかということについて質問いたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

緊急雇用創出事業の関係の御質問の中で、先ほど言われました特別支援教育支援員事業と小学校英語活動支援員配置事業について、この事業は3年ですけれども、3年以降もやるかどうかということですが、まず特別支援教育支援員事業でございます。この内容を御説明いたしますと、小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒さんに対しまして、障害によって学習上とか生活上の困難を克服するための支援業務及び子供さんに対する全般的な支援を行う事業でございます。この事業は既に9名の、緊急雇用じゃなくて単独事業として支援員を配置しまして事業をやっておりますけれども、今回さらにこの事業を拡充、充実するために、この緊急雇用創出事業で今年度3名の方を雇用して行うことにしております。

また、小学校英語活動支援員配置事業の内容でございますけれども、小学校英語活動は平成21年度をめぐりに、高学年で年間35時間程度の授業実施に向けて推進が図られております。英会話教室等の人材を雇用することで、学校教諭の負担軽減を図ることと英語活動の質を高めることを目的とした事業でございます。これはことしは1名の雇用を計画しております。これも3カ年の事業でございます。

それで、御質問の終了後どうするのかということですが、この緊急雇用創出事業につきましては、今のところ3カ年ということで期間がなっております。この事業としては3カ年で終わることになると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、一連の政府の緊急的な、あるいは特別な交付金についての御質問で、それ以降も続けるかどうかという御質問がっておりますけど、これをいろんなことをそのまま継続してやったら市の財政は破綻してしまいます。したがって、国の期間が定めてありますから、これはこれで一回打ち切ると。そしてまた、ゼロからの議論を積み上げていって、どうしてもこの部分は必要だと、こういうふうになったときはそのときの議論ということで、そういうふうにご皆さん一応区切りをつけさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）



8 番福井正君。

○8 番（福井 正君）

はい、わかりました。3 年終了後にまた考えるということで理解をいたしました。

今度は鹿島市の地域公共交通について質問いたしますけれども、先ほど10年後、10本の特急が「みどり」の後ろに連結していくという話でございますが、私が技術的に可能なのかどうかというのはわかりません。というのは、「みどり」であっても130キロは出ますので、それに110キロのディーゼルがくっついて走れるもんなのかという疑問はありますけれども、いずれ技術的にはそこら辺は何とかされることなのかなという気がしていますけれども、ただ、ディーゼルで走らせんとやはり採算がとれないということなんだろうが、鹿島にとっては、以前も申しましたけれども、やはり電化のままで走ったらそういう苦労も余りせんでもいいんじゃないかなという気がいたします。だから、できたら電化のままで残るということで、今からどうなるかわかりませんが、そこら辺で国なり J R 九州なりに要望なり願いなりにされる考え方があらわれるかどうか、この1 点だけ聞きます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このことは、ディーゼルが肥前山口で「みどり」に連結していくというのは、これは県との協議の中で副知事がそういうふうに説明されたということでありまして、3 者基本合意の中にはそこまでのことはうたってありません。ただ、私たちはやっぱり県の責任のある立場の方から出た言葉ということで、これは前提としてあるんだというスタンスで臨んでいきたいというふうに思っております。

先ほど電化のまま、これはもう国とか県とかという話ではなくて、J R 九州が民間会社として経営されますから、J R 九州と私も、あるいは県にも加勢してもろうてやるというふうな今からの交渉に、そういう形になっていくと思います。ただ、そうした場合に、今回、ひとつ整理して皆さん方にまとめておいていただきたいのは、私たちが最後まで同意をしませんでしたから地元負担というのはないんですね。これは県も負担が軽減された。鹿島市ももちろんですが、白石町だって太良町だって同意をしておいたら、その負担があとずっと続くんです、運営に対する。しかし、最後まで同意をしなかったということで、この負担はありません。ここはひとつ評価をしていただきたいと思います。そういう中で、これは負担はだれがするかといたら J R 九州がするわけです。今まで地元とか県が負担せにゃいかんやった分を全部 J R がひっかぶるという形になって、今回の3 者基本合意というのは成り立っております。そうなったときに今度は、じゃ、電化というのが非常にコストが高い。それで J R 九州がこれをのんでくれるかどうか、非常にハードルとしては高いというふうに認識しておりますが、やはり努力目標としてはそれも視野に置いてやっていかなければいけないと、

こういうふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

やはり私といたしましては、ぜひ電化のままで残っていただきたいなど。1日上下10本であっても、「白いかもめ」がずっと先まで走れるということを希望したいと思います。

次のことで、今度は道路問題を質問させていただきましても、道路で今の状況がどうなっているかといいますと、例えば、中心市街地の場合、主要な市道等は整備もされましたので、余り問題もないんですが、ちょっとわきに入ったところなんかやはり狭かったり、かぎになっていたり、交通が非常に不便だというようなところもあります。これは質問じゃなくて現状をお話ししているんですけども、そうなったときに、その次からの優先順位といますか、そういうところの現状というのをどの程度認識をされているかというのは、多分されていると思いますが、そういう狭くなったりT字路になったりして非常に離合すら難しいというところが市街地の中にもあります。だから、そういうことも今後認識をしていただきまして、今度の21年度の補正予算では当然間に合わないと思いますけれども、将来的にそういうことの整備もぜひやっていくということをお願いいたしまして、ちょっと時間が早いです、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時55分から再開をいたします。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番議員徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

皆さんこんにちは。7番議員の徳村でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

今回は大きく3つ、まず、第1点目が雇用促進住宅について、そして、第2点目が鹿島市の交通政策について、そして、第3点目が5団体からの市地域振興策の提案について、順次質問をしてみたいと思います。

まず、第1点目の雇用促進住宅について、3月議会でも少し触れましたが、今までの国の経緯も踏まえながら質問をしてみたいと思います。

平成13年12月19日、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、入居者がいることを踏ま

えた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止とされました。これを受けて、厚生労働省は30年程度をめどに事業廃止に努めることが適当であるといいたしました。平成17年12月22日の閣議決定により、事業廃止までに30年かけるという考え方を撤回いたしました。中期目標期間の最終年度、平成23年までにはおおむね3分の1を譲渡、廃止としています。これらの方針を受けて雇用・能力開発機構では、平成20年4月1日までに運営収支が赤字、あるいは老朽化等の784宿舎について廃止決定を行いました。

現在は100年に一度と言われる大不況の中で、派遣切りに遭った方や、やむなく離職された方に空き部屋を提供している状況にあり、早急にこの方針を推し進めようとする動きは見られませんが、機構内においては別の部署でこの流れは進んでいるようであります。

雇用促進住宅については、平成20年度の調査によりますと、全国で1,517宿舎、3,811棟、14万772戸があり、そのうち784宿舎、1,758棟、6万7,478戸の宿舎が廃止決定となっております。宿舎の全国平均家賃は1カ月約30,660円、全世帯の平均収入におきましては約7割が4,000千円以下、かつ子育て真っ最中の家庭も多いというのが現状と聞いております。廃止となれば、まずは住民の方の生活が不安定になり、金銭的な出費、子供たちの環境の変化等、さまざまな問題が生じてまいります。そうならないためにも廃止すべきではありません。

残りの選択肢は、市が買い取るか、民間が買い取るかということになりますが、民間が買うとなりますと、入札があつて提示された金額よりも高額になったりするケースも考えられます。その結果、家賃が上がるといったことも考えられます。これもまた住民にとっては大変なことです。このようなことを考えていけば、市が買い取って安定運営すべきだと思います。

そして、私なりの、これは素人計算でございますが、3月議会におきまして買い取りの金額が示されました。約九千七、八百万円という金額でございましたが、これを10年間で償還したという場合に、単純に年間10,000千円、月に840千円の支払い、利息や大規模改修の積み立て、諸費用等を足しても、倍で計算しても月間1,600千円。収入の面から考えますと、1戸の平均が約31千円と考えて、現在、古枝宿舎には120世帯ありますが、その中で83世帯が入居、現在、入居率は70%と聞いております。今83世帯、家賃と世帯数を掛けて月に2,600千円。ですから、先ほどの出費の分を引きましても1,000千円程度は残るという単純な計算が出てきます。あとはメンテナンスの問題ですが、10年置きに行う大きな改修については終了しているとのことでしたので、赤字になるということはないような気がいたします。

そしてまた、現在の市営住宅の状況もかなり待たなければならない状況だと伺っておりますし、市内の公営住宅も不足しているように思います。有田、武雄、小城、伊万里あたりでは買い取りの方向で決定、あるいは検討されていると聞いております。前回の3月議会の質問では他市との調整をとっているということでしたが、まず、その話し合いの進行状況と見通しをお知らせいただきたいと思います。具体的な質問は2回目以降にいたします。

次に、鹿島市の交通政策についてお伺いをいたします。

市に対する提言の中で、長崎ルートの利活用という観点や生活、産業、観光の面から高規格道路の必要性はますます高くなり、地域浮揚策の1番目に上げるとしてあります。このことについて県は、有明海沿岸道路は幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、有明佐賀空港へのアクセス道路としても機能することから、早期完成を図りたいと考えている。まず、県の整備区間である佐賀福富道路については、現在、佐賀市、久保田町、小城市芦刈町から用地買収を進めるとともに、嘉瀬川を渡る橋梁工事や地盤改良工事を進めており、嘉瀬南インターから久保田インター間については平成22年度に供用を開始する予定。また、久保田インターから芦刈インター間については、新県立病院に合わせた供用を目標に用地買収、工事促進に努めている。また、福富鹿島道路については、現在、環境アセスメントの手続を進めている。鹿島一諫早間については、現在、高規格道路の位置づけはなされていない。平成18年度に佐賀県と長崎県において有明海沿岸地域の将来を語る懇談会を設置し、今後の有明海沿岸地域の将来像や総合交通体系のあり方について検討をした。また、鹿島武雄高規格道路の建設について、平成16年12月に策定した佐賀県中長期道路整備計画では、幹線道路ネットワークの整備を重点方針に上げており、国道498号についてもその一つと位置づけられている。ただ、県財政が厳しく、県内各地でほかにも道路整備を進めなければならない中では、しばらくの間は具体的な動きはとれないものと考えているというのが今の県のスタンスであります。

新県立病院も道路沿線に建設予定と聞いておりますし、供用開始となれば鹿島市から15分から20分の距離で行けると聞いております。鹿島市内で治療ができない患者さんが出た場合でも、先進医療が受けられる県立病院が身近にできることを考えれば、医療福祉の飛躍的な向上につながります。また、数年間前倒しで建設できるとしたら、その間に救われる命も多くあるのではないかと思います。これを考えますと、一刻も早い完成が望まれます。

沿岸道路については、現在、環境アセスメントの手続が始まっているようですが、鹿島武雄道路については現実味がかなり遠ざかっていると感じております。当市でも独自でお願いをしなければならない重要なことだと思いますが、県の交通政策部にだれが何回足を運んだのかお伺いをいたします。

次に、3つ目、5団体からの市地域振興策について質問をいたします。

市に対する提案事項が、昨年、農林水産業、商工、区長会の5団体から出されました。道路整備、企業誘致、箱物建設、施設整備、制度拡充、定住促進、観光イベント、調査研究、人材育成、福祉支援等55項目にも上る提案がございました。

まず、企業誘致について、若者の定住に大きく寄与するものであり、企業進出の条件を整えるためにも、工業団地の造成が望まれる。県南西部は基盤の整備がおくれているので、交通網の整備に合わせ、県営工業団地造成の要件を緩和し、10ヘクタール程度の県営団地の整

備をお願いしたいとされておりますが、県と市町が共同で県内4カ所において、各市町からの申請を受け、20ヘクタール規模の大型の工業団地である新産業集積エリア整備事業の整備地の選定を行いました。佐賀県南部地域——武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡において武雄市だけが申請をされ、選定要件に合ったため、武雄地区を選定し開発を進めており、このため20ヘクタール未満の工業団地の開発については、市町単独での整備をお願いしている。つまり鹿島市が考えている工業団地の造成については、単独で行ってくださいということになります。市としては、このまま要望されるのか、それとも断念して別の考えでの要望をされるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

松浦商工観光課長。

**○商工観光課長（松浦 勉君）**

私のほうからは、徳村議員の1番目、雇用促進住宅についてということで、他市との話し合い状況と今後の見通しはということでお答えしたいと思います。

雇用促進住宅につきましては、各市、老朽化等がばらばらな状況がございます。老朽化の著しい市につきましては廃止という方向が明確に打ち出されておりますけれども、古枝の雇用促進住宅につきましては、まだ廃止というところまでは至っていない状況です。これにつきましては、先ほどいろんな家賃とかの御説明がありましたけれども、雇用・能力開発機構の提案では、大規模改修がまだ残っているというふうな話も聞いております。また、先ほど申されましたように、政策的な住宅としての検討あたり、今後これから維持管理費、あるいは大規模修繕、それから家賃等の問題を含めて関係課のほうとも協議をしながら、十分な検討、あるいは慎重な検討をしていかなければならないと思っております。

各市の状況としましては、先ほど言いましたように、廃止のところは3カ年程度の延期、それから、ことし3月31日で締め切りといいますか、回答期限がありましたけれども、これは当面延ばすというふうなことで、各市の状況としても雇用・能力開発機構の今後の推移を見守りたいというふうな市がほとんどのようでした。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（平石和弘君）**

私のほうからは、有明海沿岸道路の要望の状況ということについてお答えをいたします。

有明海沿岸道路につきましては、議員が申されましたように、鹿島福富道路の早期の事業化並びに鹿島—諫早間への延伸、候補路線の指定ということで、県内にあります有明海沿岸道路建設促進佐賀県期成会など3つの期成会を通じて要望を行っているところでございます。また、佐賀県市長会や九州市長会、それから佐賀県西部地区開発推進協議会の機会をとらえ

まして、要望、提案を行っております。

回数ということでありましたけれども、合わせて6回ということになります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問が県に対する要望のことだったんですけれども、工業団地の件でございます。20ヘクタールのことでは既に各地の選定をもう済んでいるので、それ以外は単独で考えてほしいというふうな話になったというお話を今していただきました。じゃ、鹿島は今後どうしていくのかという話、20ヘクタールをそのままずっと要望していくのか、それとも方針を変えて要望していくのかというふうなことだと思えます。20ヘクタールというのを確保するというのが、当市の場合、非常に地形的に厳しかったというところもあります。一生懸命申請期限に間に合わせようとしたんですけど、いろんな要件がありまして、例えば、地権者の大方の同意をとっておくこととか、そういうようなこともいろいろありまして、申請期限までにはそれはどうしてもやっぱりクリアできなかったと。だから、そのときには20ヘクタールの申請までには至っていないと。それを踏まえて、じゃ、10ヘクタール程度で県営でしていただきたいという要望を出したんです。ところが、その答えは今おっしゃったようなことなんです。ですから、私どもは地形的な問題で20ヘクタールが云々というふうなことです、当面は県内4ブロックぐらいの推移を見守っていくというふうな県の回答ですから、私どもは引き続いて、10ヘクタール程度でも県営でお願いしたいというふうなことを要望していきたいと思っています。

それで、実はこのことは県の各本部長が見えられたときも要望をしたんです、同じような内容で。回答は先ほどおっしゃったようなことなんですけど、鹿島市が単独で造成される場合——もちろんこれは単独の場合ですよ。単独でも造成される場合は、取りつけ道路や排水路整備等に対して、2分の1の補助制度、産業関連施設整備事業、こういったこともあるので、考えてみてくれというふうなお答えまでいただいております。ですから、引き続いて県営の団地はお願いをしていくというふうな基本的なスタンスは持っているというふうなところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

工業団地のことについては、先ほど部長が答弁したとおりです。手を挙げてくれと言われてから、恐らく3カ月もなかったと思います。本当短期間のうちに、そしてこれを調査して、これが本当に用地買収が可能かどうか、あるいは適地があるか、そういうことを含めて短期

間のうちには見出せなかったと。聞くところによると、鳥栖とか武雄というのは以前からそういう要望をされていて、その中で鳥栖だったですかね、全額県で開発するというふうに決めておられたのを、そのときに半額しかしませんと、こういうことも含んで鳥栖とか武雄とかが入ったということです。

この要望の件ですけど、これは要望というのは実現できるまで要望するというのが要望ですから、一遍行ったけんというて、うんにゃと言われたけんですね、そして要望取りやめということじゃないというふうに思っています。

それから、回数の方をお聞きになりましたが、今、答弁したとの次に、間もなく行きますが、国道498号期成会、これは伊万里、武雄、鹿島、嬉野入っています。ここからも行く予定です。それから、私は知事に直接1対1で3回お会いして、そのことも要望をしております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、雇用促進住宅について質問いたしますが、先ほどの答弁の中では廃止ではないということですね。ただ、これから鹿島市においても、近いところであれば二、三年のうちには必ず方針を決めなければいけないと思います。そのときに、やっぱりまとまったお金を出すというのは非常に厳しいことになってくると思いますが、今の現時点で買い取りとか、あるいは民間売却、廃止、こういった方向性というのはまだ決まっていないのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

2回目の買い取るのか、あるいは民間売却か廃止かというふうなことですけれども、それも含めて、まだ具体的な内容、方針は決まっておりません。ただ、いろんな状況に対応できるような検討というのは、先ほど申しましたように関係機関等、あるいは市内部でも十分慎重な検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど議員が試算を自分なりにと言われましたが、そういう基本的な数字というのは我々もつかんでおりますが、要するに一番のポイントは結局、大型、中型を含めてどれくらい補修が必要なのかと。これは私どもいろんな市営住宅等、あるいは庁舎を管理してみたり、いろんな経費、経験を積んでおります。果たして、買い値自体は70,000千円というふうに安い

ですけど、これが大型補修、あるいは大型改修ということになりますと、やっぱり億の単位にすぐいきます、しかも、それが3棟ありますから。したがって、その予測といえますか、これがなかなかつけにくいということですね。これは現段階で、いや、そがんかからんばいと予測するのも可能、いや、もっと高くかかるのではないかと予測するのも可能、どっちにするかによって結論が違ってくるといことになります、これはやっぱり慎重にすべき。

それからもう1つは、先ほども御指摘がありましたように、例えば鹿島市が、住宅で今住んでおられますね。これを廃止した場合には、この人たちの行きどころがなくなる。鹿島市にそのままどこかに住んでもらえば幸いなんです、この際、鹿島市じゃなくてほかのまちに住むことにしたということになれば、これは非常にゆゆしいことですので、そのあたりの見きわめを今やっていると、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

まさに先ほど市長がおっしゃられたように、あそこが廃止になりますと84世帯、300人から400人の間、あそこに住まれているんじゃないかと思えますけれども、その方たちが市外に転出されるようになりますと、議会もそうですけれども、市としても定住促進を図っております。ですから、そういう意味からでもやっぱり整合性がとれてこないと思えますので、できるだけ補修——金額の問題もあると思えますけれども、前向きに考えていただきたいというふうに思います。

あと経済危機対策臨時交付金というのがまた後から出てくると思えますけれども、これのお金が2億数千万円あると思えますけれども、これでの対応というのは考えていらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

ただいま国の補正予算絡みで経済危機対策臨時交付金というのがございますが、その関連での御質問だと思います。

実は今、協議をしております。ただ、これは今議会中に追加提案をするようにいたしておりますので、その中でお答えをさせていただきたいと。まだ提案をしておりませんので、そういう形にお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。



○7番（徳村博紀君）

まだ市としての方向性が確定していない中で質問をするのは、若干答弁しづらい部分があるんじゃないかというふうに思いますけれども、これはお願いとして言っておきます。市が買い取りをもし選択した場合でも、もともとは雇用促進住宅の持ち物ですから、それが市の持ち物、所有物に変わって、そこで新たにまた新規の契約とか入居基準、さらには家賃とか敷金の問題が発生してくると思います。ですから、こういった部分についても住民の方々に負担が新たに生じないように配慮をお願いしたいというふうに思います。

次に、鹿島市の交通政策について質問をいたします。

有明海沿岸道路、鹿島福富道路については、やっと環境アセスメントに入った状況であります。これからの進行状況がわかればお伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

福富鹿島道路につきましての進捗、見通しということですが、20年度から環境アセスメントに入っております。これは県の施行、県の事業でやってもらっておるわけですが、この関係で3年ほどかかるというふうに聞いております。それで、有明海沿岸道路につきましては、全区間の早期完成ということで佐賀県の重点の整備路線ということで進められておりますけれども、全体的な完了見込みというのは当初計画では平成35年度を目標ということに聞いております。ただ、現状では財源問題、それから財政状況等の動向、こういったことの中で現在の計画に影響が出てくるということが予測をされるということをお聞きいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この有明海沿岸道路について、早期完成に向けて今努力をされていると思いますけれども、以前こういったことをやっていますよということ以外に、何か特別なアクションは起こされたかどうかお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

有明海沿岸道路につきましては、福岡のほうが全27キロのうちに、ことしの3月、矢部川区間が開通したということで、約23.8キロが開通をしたというふうに聞いております。それで、佐賀県といたしましては、佐賀県のほうはこれはいかんということで、現在では関係

期成会、それと自民党の県議団連盟、それから各市の市議の皆さん、そういった方々が協力し合って、国交省、それから議員の先生方をお願いしようというふうなことで動きがあっております。これは昨年度からそういうふうなことになっておるわけですがけれども、この勉強会、それから上京ということで市長も参加をし、強力に呼びかけをしていくというふうなことであっております。今年度も情報によりますと、また勉強会が県全体でなされるということでもありますので、一緒に歩調を合わせてやっていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

有明海沿岸道路の鹿島―諫早間については、まだ現在、高規格道路の位置づけはされていないということになっておりますけれども、これについても以前と一緒のような状況で要望をされているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

鹿島から諫早への延伸ということにつきましても、要望をいたしております。これは佐賀県のほうの建設促進期成会に加えて、太良町、鹿島市、それから諫早市、これが一緒になりまして有明海沿岸道路の西部地区建設促進期成会という期成会をつくっております。それらによって佐賀県と長崎県が、議員が申されましたように検討研究会、両県のそういうふうなことも立ち上げられて、そこで意見交換会をなされておりますので、そういった動きを、情報をとりながら、この期成会を通じた活動ということになりますけれども、そういう状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

次に、鹿島武雄高規格道路について質問します。

現在のところ、鹿島武雄高規格道路については、県は具体的な動きはとれないと言っております。以前も似たような質問をいたしましたけれども、今後どのような対策を考えておられるのかお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私どもが要望しておりますのは、2本あります。鹿島から袴野までの規格の高い道路で整

備をお願いしますということと国道498号の走行性の高い道路での整備をお願いしますと。これは同時に、ほとんどの期成会を通じて行っております。先ほど6回と言いましたが、それから出てきましたのが3つ、それプラス出てきましたですね。いろんな形で、道路というのは自分のところの市だけの関係なら市だけ単独で行っていいですが、市町村またがる場合にはやっぱりこういう期成会をつくって、そこを通じてやるというのが常道ですので、そういう形で今からも粘り強く要望していきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

わかりました。この有明海沿岸道路と鹿島武雄高規格道路については、多分これは鹿島市が一番欲しい道路じゃないかなという気がいたしますので、これからの鹿島市の交通政策について他市におくれをとらないように頑張っていたいただきたいと思いますし、また、我々もできることがあれば惜しまず協力をしてまいりたいというふうに思います。

次に、5団体からの市地域振興策の提案についてお伺いをいたします。

以前、去年の8月ぐらいだと思いますけれども、5団体からの市の地域振興策というのがこういうふうな冊子になっていただいたんですけれども、この中に55項目にわたる提案事項が書いてありました。今6月ですから、それから約1年近くたつわけですけれども、この中で実行できた事項があればお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

10項目の提案事項で、これまで実現できたものという御質問でございます。

1つは、農業基盤の整備ということで、荒廃園対策につきまして要望をいたしたところでございます。すべてということではありませんけど、事業の一部でも着手したものがございます。これは県営事業でございますけど、七浦干拓内の水路、道路整備につきましては本年度事業採択をしていただいております。

もう1つは、漁業の環境改善のための漁業基盤の整備という事業でございますけど、これにつきましては百貫漁港の整備が今年度から事業着手されております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、この中で県にお願いすると、要望するという項目がありますけれども、これに対して県にお願いはされましたか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

知事への要望事項として、10項目を知事のほうに要望をしたところでございます。これは議会の中でも議会の皆さん方にも御報告をいたしておりますように、10月21日に知事に面会し、10項目を要望したところでございます。

徳村議員の質問の実現できたものということで、先ほど2つ申し上げました。そのとき知事の回答として将来の約束として回答いただいたものを申し上げますと、10項目の中で国立有明海研究所の誘致におきましては、知事のほうからは佐賀県に誘致が決まれば鹿島市を考えているという返事をいただいております。道路整備の中では、国道498号の整備では走行性の高い道路を計画どおりに整備していくということの返事をいただいております。

また、現在調整をさせていただいているものとしたしましては、民有林整備のモデル事業の創設につきましては、現在、農林事務所のほうで地元、これは本庄地区を中心とした地区になりますけど、地元との調整をさせていただいております。現在、申請のための準備をさせていただいております。

また、このほかに今後も継続して要望をしていくものとしたしましては、先ほど山本産業部長のほうからも申し上げましたように、工業団地造成と企業誘致ということ、また駅周辺の住環境整備、中心商店街、また肥前鹿島駅舎及び周辺整備につきまして、そして普通科併設型の中高一貫校の設置につきましては、今後も継続して要望をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県に対しての要望を報告しましたと部長は申し上げました。もちろん報告しましたし、10項目について絞って、その理由等々についても議会の全員協議会で全部説明をいたしております。そして、大まかこういうところじゃろうという議会からの御意見もありまして、そのことを県に要望したということです。それから、企業誘致についても知事さんにも何回かお会いして、今、非常に力を入れてもらっています。また、ここ1年ぐらいで、前の2つは実現できませんでしたけど、今3つ目を、きのうも部長と課長と私と企業側で最終的な詰めといたしますか、これが最終的に100%実るかどうかはまだ確かではありませんが、そういうところまで話を詰めたところであります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

私が質問しているのは10項目についての県に要望ということではなくて、去年渡されたこの冊子のやつの中に書いてある部分で、さっき北村部長がおっしゃいましたように、民有林の整備、その下にまた荒廃園対策というのがあるんですけども、これに対しても、鹿島市の荒廃園は既に340ヘクタールに及び、その対策が望まれている。今回、その対策として、優良農作物へ転換促進や植林事業などを県事業として要望したいということが書いてありましたので、こういったことについて県への何か要望をされたのかどうかということをお伺いしています。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず先ほどの御質問は、5団体から提案を受けて、そして県に要望したとあるが、幾つ要望したかと、その結果はという御質問でしたので、今回の御質問と前は違うと思います、御質問されたことが。私どもはそういうふうにとめて答弁をいたしました。

その荒廃園対策について幾つ要望したか、そして、その結果はという中で、実現したもの、あるいは直接返答をいただいたもの、こういうものについてお答えをしました。荒廃園対策については今後具体的にいろんな施策の中で打ち合わせをしていくと、こういうことになります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

最終的に、5団体からのこういう提案等がありますから、中間報告なり最終的に結果報告というのがあると思いますけれども、この5団体からの提案について、次は中間報告なり結果報告なりは準備されていますか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

知事への要望事項につきまして、これは議会でも以前にお答えしたと思いますけど、県から文書による回答はあるようになっておりません。そういうことから、今後、私どももあらゆる機会を通じて要望をしていくということになるかと思えます。

55項目の要望がいろんな5団体含め、まちづくり協議会等も含めまして要望がっております。これを10項目に絞りましたが、絞り込みには当たっては鹿島市の施策としての要望もありましたので、この鹿島市に対する施策としての要望につきましては除外をいたしております。そして、全市的なもので国、県に対しての事項を要望したということです。そして、

鹿島市独自のもの、そして目に見える形のものの、ハードが中心となりますけど、その項目をしたということで、絞り込み作業に当たっては以上のことで、先ほどの55項目を10項目に絞り込んだということになります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

それでは最後ですけれども、市に直接要望もあったと思いますけれども、この市に要望があった分についてはどういうふうな形で検討されたのか、最後にお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そのときは、5団体に私どものほうから申しましたのは、県に対してどういう要望をされますかということで、市に対する要望というのは、これは幸いその機会を通じて各5団体がどういう課題があらわれるのかというのをまず知ると、市に対する要望としては。これを総合計画等々に生かしていくと、こういうことになります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ありがとうございました。このような提案がなされているわけですから、1つでも多く実現できるように努力していただきたいと、また、私たちもそれに向けて努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

これをもって質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で7番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明10日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時43分 散会